

**日本スポーツとジェンダー学会
第10回記念大会
プログラム&発表抄録集**

とき／ 2011 年 7 月 2 日（土）、7 月 3 日（日）

ところ／ 中京大学名古屋キャンパス 0 号館（センタービル）ほか



主催 / 日本スポーツとジェンダー学会

日本スポーツとジェンダー学会 第10回記念大会

期 間 : 2011年7月2日(土) 13:00~7月3日(日) 16:00

会 場 : 中京大学 名古屋キャンパス

名古屋市昭和区八事本町101-2 <http://www.chukyo-u.ac.jp/>

主 催 : 日本スポーツとジェンダー学会

後 援 :

愛知県教育委員会

名古屋市教育委員会

公益法人笹川スポーツ財団

財団法人日本体育協会

財団法人東海ジェンダー研究所

財団法人愛知県体育協会

社団法人全国大学体育連合

NPO法人日本オリンピック・アカデミー

女性科学研究者の環境改善に関する懇談会

日本スポーツ体育健康科学学術連合

日本アダプテッド体育・スポーツ学会

広報協力誌・メディア・団体 :

「コーチングクリニック

「女子体育」

「月刊 スポーツメディスン」

「体育科教育」

「月刊 体育施設」

「体育の科学」

「日刊 トレーニングジャーナル」

日本女性学研究会

第10回記念大会実行委員会 事務局

〒501-3892 関市市平賀字長峰795-1

岐阜医療科学大学保健科学部 水野研究室内

Tel : 0575-22-9401 Fax : 0575-23-0884

e-mail : congressoffice@jssgs.org

日本スポーツとジェンダー学会 事務局

〒168-8555 東京都杉並区永福 1-9-1

明治大学政治経済学部 高峰研究室内

Tel/Fax : 03-5300-1740

<http://www.jssgs.org/> e-mail : info@jssgs.org

ごあいさつ

日本スポーツとジェンダー学会 第10回記念大会
実行委員長 来田享子(中京大学)

日本スポーツとジェンダー学会は、2002年に日本スポーツとジェンダー研究会として設立され、2005年に学会へと名称を変更しました。今大会は、第10回記念大会となります。

本大会の企画内容は、学会理事会と新たに会員から募集したメンバーが企画し、検討を深めたものです。そこでは二本の柱を立てることが企図されました。第一の柱は、学会のこの10年間の歩みを振り返るとともに、その歩みを踏まえ、次なる学術的課題を展望することです。第二は、第一の柱と相互に関わりを持つことですが、日本において唯一のスポーツとジェンダーに関わる学会として、大会での報告や議論を通じ、この分野のみに可能な学術的成果を発信することです。この第二の柱は、いいかえれば、体育学・スポーツ科学のみが模索し、社会に還元できるジェンダー観点での研究とは何か、という問いに、今の時点で可能な回答を模索しようとするということといえます。

このような問題意識を背景に、基調講演の講師として、IOC 女性スポーツ委員会の委員であるグードルン・ドルテッパ博士をお招きしました。1990年代以降、オリンピック・ムーブメントにおいても、スポーツにおけるジェンダー・バイアスがもたらす課題を解決することがめざされており、博士はその課題に取り組んできた重要メンバーの一人です。また、博士の研究の中心テーマは、アダプテッド・スポーツにもあり、「多様な個人のための」スポーツとその研究において、ジェンダーと深く関わる視点があることがうかがえます。

さらに、「スポーツにおける性別二元論の行方」を問うシンポジウム、セクシュアル・マイノリティ／スポーツ／学校教育の三者に正面から向き合おうとするラウンドテーブルⅠ「スポーツにおける性の多様性とその未来：学校教育とセクシュアル・マイノリティ」、スポーツ界の様々な組織の、遅々として進まないジェンダー平等に鋭く切り込もうとするラウンドテーブルⅡ「組織におけるジェンダー平等：ポジティブ・アクション再考」が企画されています。企画のテーマはいずれも、スポーツの現実の中で顕在、潜在する諸問題と学会が向き合い、10年をかけて、「何が問題なのか」を問うた結果、中核的課題として姿をあらわしつつ、なお解決の途上にあるものです。次の10年、さらにその先に思考と実践を紡ぐには、不可避のテーマであり、大会での議論の深まりは、この研究分野のターニングポイントのひとつとなるに違いありません。

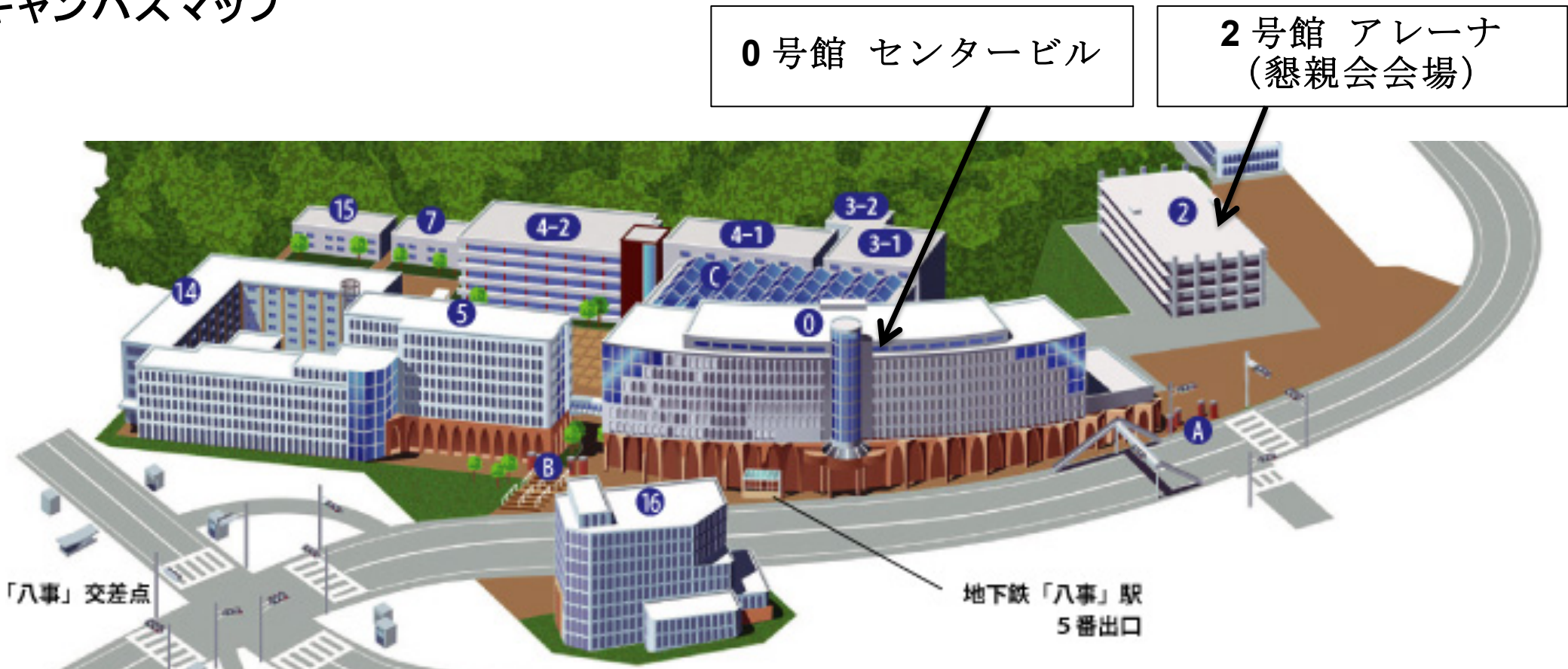
最後に、発足当初から学会を支え、共に歩んでいただいた皆さまに深く感謝するとともに、私たちひとりひとりにとって、10周年を記念する本大会が刺激に満ち、大会翌日からの研生活への情熱を高めるものとなるよう祈念しています。

会場のご案内

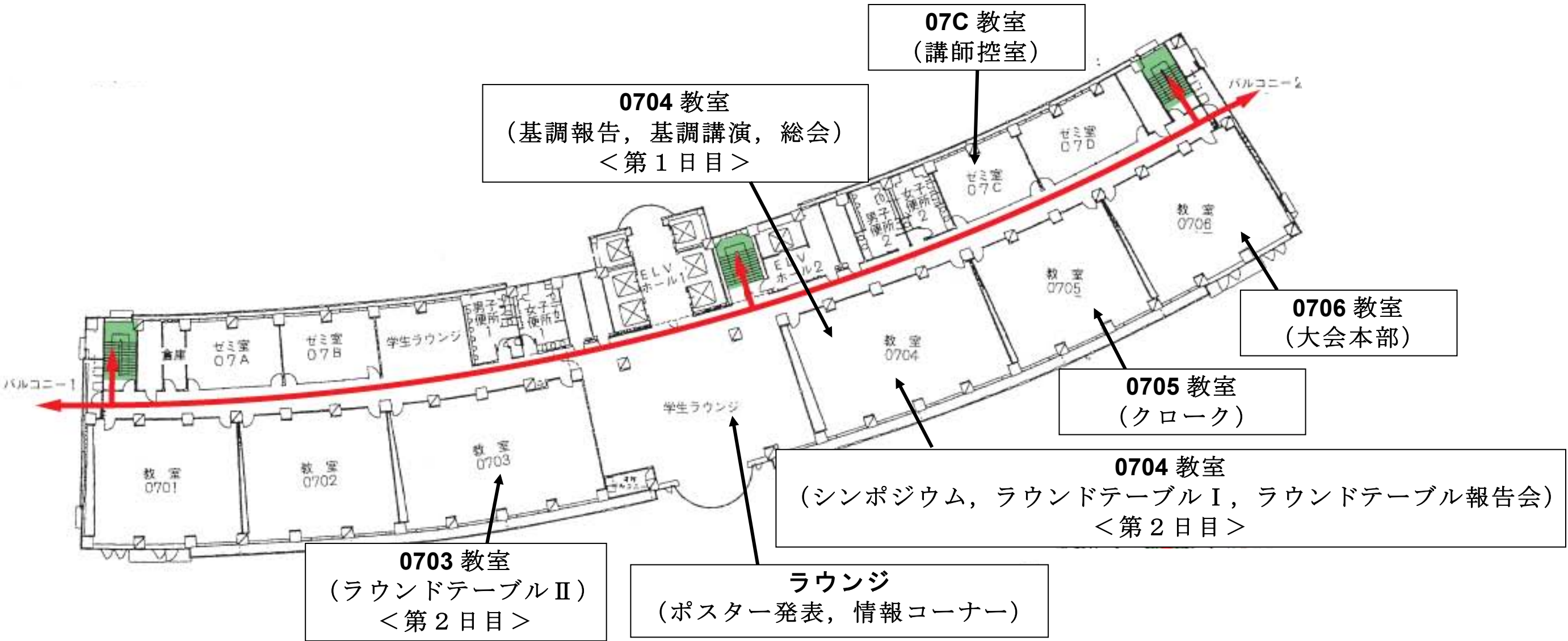
交通アクセス



中京大学キャンパスマップ



0号館 センタービル7階 会場図



参加者のみなさまへ（諸連絡）

- ネームタグは大会期間中、常にご表示ください。大会終了後またはお帰りの際に、回収箱にご返却ください。
- 建物内は全館禁煙です。屋外喫煙場所をご利用ください。
- 懇親会および大会1日分のキャンセルによる返金には対応しかねますので、ご了承ください。
- 懇親会は1日目18:15より2号館1F「アリーナ」で予定しています。申し込まれた方は開始時間までに直接会場にお集まりください。なお懇親会への当日参加申込は受付にて承っております。係員までお申し出ください。
- JSSGSでは、大会の模様を記録するための写真撮影を行なっておりますが、参加者のプライバシーには十分配慮し、会場後方からの撮影を行なっております。その旨ご了解くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

アンケートご協力をお願い

より充実した大会の開催をめざし、参加者のみなさまにアンケートへのご協力をお願いしています。受付時に配布されたアンケート用紙にご記入の上、会場内に設置されたアンケート回収ボックスまでご提出ください。皆様の率直なご意見をお待ちしています。

日本スポーツとジェンダー学会における個人情報の取り扱いについて

2005年4月1日より「個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）」が全面施行されました。それを受け、日本スポーツとジェンダー学会（以下本学会という）主催の本大会における会員外の参加者の個人情報の取り扱いを、下記のとおり定めております。

本学会は、研究機関として個人情報を取り扱う場合がありますが、個人情報の保護のために、目的のために必要な情報のみを本人の同意に基づいて取得し、目的の終了後には速やかに削除することを基本方針としています。組織及び研究においてこの基本方針を遵守し、また今後とも継続的に改善することとしています。

1. 大会参加手続き書類で取得した個人情報の利用目的について（会員外）

本学会は、会員外の参加者の皆さんから参加手続きで取得した氏名、住所など個人情報を、以下の目的のみに利用します。

- 1) 当該大会の円滑で安全な運営のため
- 2) 今後の本学会の研究活動の参考資料とするために、個人を識別できない形式による参加者の統計作成

2. お問い合わせ先

個人情報に関するお問い合わせは、日本スポーツとジェンダー学会事務局（e-mail: info@jssgs.org）にてお受けいたします。

運 営 組 織

JSSGS 第 10 回記念大会 実行委員会	
役 割	氏 名
大会委員長	井谷恵子
実行委員長	來田享子
事務局長	水野英莉
事務局／総務	○高峰 修、井谷恵子、井谷聡子、丹羽劭昭、水野英莉、來田享子 中京大学大学院 SS：岩佐直樹 中京大学 SS：、奥田将成、近藤慎也
研 究	○田原淳子、荒木香織、飯田貴子、熊安貴美江、建石真公子、福富 護、山口理恵子、來田享子 国士舘大学大学院 SS：白瀧 慶、波多野圭吾 中京大学 SS：亀島美里、松井咲樹、和田拓也 公益財団法人東京都障害者スポーツ協会 SS：樋口良尚
財 務	○赤坂美月、小石原美保
受 付	○ 前田博子、柿山哲治、倉持梨恵子、寺田恭子、登丸あすか 中京大学 SS：小森大輝、佐々木 瞳、小林 茜、内藤彩乃 中京大学大学院 SS：高井翔太
会 場	○木村華織、藤原直子、和光理奈 国士舘大学大学院 SS：田中真奈美、松宮智生 京都女子大学 SS：來田真依子 中京大学 SS：市川 涼、中尾柚子、山本雄太 中京大学大学院 SS：和所泰史 帝塚山学院大学 SS：藤野理沙
広 報	○飯田貴子、風間 孝、後藤光将、平川澄子
渉外／接遇	○近藤良享、白井久明、平見俊之 中京大学 SS：板倉由果、久野瑞絵 中京大学大学院 SS：小田佳子
記 録	○藤山新、工藤保子、二瓶雄樹 中京大学 SS：田中奈津美、鈴木早苗 中京大学大学院 SS：小島利治

○：チーフ、チーフ以外は五十音順

SS：学部生、大学院生などによるサポートスタッフ

大会日程

大会テーマ：スポーツとジェンダー研究の現状と展望

1日目：7月2日（土）

12:30 13:00 13:10 14:00 14:10 15:40 15:50 16:40 16:50 18:00 18:15 20:15

受付	開 会 挨拶	基調報告 「日本スポーツとジェンダー 学会—10年の総括と課題」 (0号館 7F:0704)	休憩・ 交流・ 情報 交換	基調講演 「IOCの立場から見た 女性とスポーツに関する 国際情勢と施策」 (0号館 7F:0704)	ポスター 発表 (0号館 7F: ラウンジ)	総会 (0号館 7 F:0704)	懇親会 (2号館 1F: アリーナ)
----	--------------	---	------------------------	---	---------------------------------	-------------------------	--------------------------

2日目：7月3日（日）

9:00 12:30 13:30 15:30 16:00

シンポジウム 「ジェンダー研究の フロンティア」 (0号館 7F:0704)	休憩・ 交流・ 情報 交換	ラウンドテーブル 「スポーツ・ジェンダー研究と実践を結ぶ」 I. スポーツにおける性の多様性とその未来 (0号館 7F:0704) II. 組織におけるジェンダー平等 (0号館 7F:0703)	ラウンドテーブル 報告会 (0号館 7F:0704)
---	------------------------	--	----------------------------------

大会プログラム

大会テーマ：スポーツとジェンダー研究の現状と展望

< 7月2日（土） >

会場：0号館7F：0704

13:10 ～ 14:00

基調報告

「日本スポーツとジェンダー学会—10年の総括と課題」

学会活動報告 井谷恵子（京都教育大学）

会員アンケート結果から

水野英莉（岐阜医療科学大学）・木村華織（中京大学大学院）

SPORTDiscusの分析 来田享子（中京大学）

司会：田原淳子（国士舘大学）

14:10 ～ 15:40

基調講演

「IOCの立場からみた女性とスポーツに関する国際情勢と施策」

Gudrun Doll-Tepner（ベルリン自由大学）

司会：田原淳子（国士舘大学）

15:50～16:40 ポスター発表 (0号館 7F: ラウンジ)

16:50～18:00 総 会 (0号館 7F: 0704)

18:15～20:15 懇親会 (2号館 1F: アレーナ)

< 7月3日(日) >

9:00～ 12:30 シンポジウム 会場:0号館 7F: 0704
「ジェンダー研究のフロンティアスポーツにおける性別二元論の行方」

性分化疾患とスポーツ—何が問題か? 難波聡 (埼玉医科大学)
国内外の心理学における”性差認識”と課題 荒木香織 (兵庫県立大学)
スポーツは性別二元論を超越するのか? 山口理恵 (城西大学)
コーディネーター: 井谷恵子 (京都教育大学)
ディスカッサント: 福富護 (東京学芸大学名誉教授)

13:30 ～ 15:30 ラウンドテーブル「スポーツ・ジェンダー研究と実践を結ぶ」

I. スポーツにおける性の多様性とその未来: 学校教育とセクシュアル・マイノリティ
会場:0号館 7F: 0704

報告1: 当事者が語る、日本におけるトランスジェンダーの今
杉山文野 (フェンシング元日本代表)
報告2: 海外で先駆的に取り込まれたガイドラインの一例
井谷聡子 (トロント大学)
コーディネーター: 藤山新 (東洋大学現代社会総合研究所)

II. 組織におけるジェンダー平等: ポジティブ・アクション再考
会場:0号館 7F: 0703

報告1: スポーツ組織における平等の達成とポジティブ・アクション
—参加・パフォーマンス・政策—
建石真公子 (法政大学)
報告2: 多様な人材を活かす組織マネジメント
木谷宏 (麗澤大学)
コーディネーター: 飯田貴子 (帝塚山学院大学)

15:30 ～ 16:00 ラウンドテーブル報告会 会場:0号館 7F: 0704

日本スポーツとジェンダー学会第 10 回記念大会 発表抄録

基調報告	8
基調講演	12
ポスター発表	17
シンポジウム	22
ラウンドテーブルⅠ	26
ラウンドテーブルⅡ	29

基調報告

日本スポーツとジェンダー学会—10年の総括と課題

学会活動のこれまでの10年、これからの10年

井谷恵子 (京都教育大学)

本報告では、2002年に発足した本学会が10年目を迎えるにあたり、設立準備と運営を担ってきた一人としてこれまでの活動を簡単に振り返り、これからの10年の課題と可能性の一端を述べたい。

本学会はスポーツとジェンダーという特化したテーマに焦点を当ててはいるが、それは同時に、健康・スポーツ科学研究と女性学・ジェンダー研究がクロスする複合的で広がりのある分野である。この特性を考えると、学会活動の評価は多面的で多様な価値からなされるべきだろう。基調報告では、会員への調査結果や国際的な研究動向についても別途報告されるが、学会の特性から考えると、成しうる評価は一面的であり自ずと限界がある。何より、会員相互の柔軟で自由な意見交換が不可欠と認識している。

東日本大震災は、平和や物質的豊かさを安穏と享受してきた私達日本人に強烈な揺さぶりをかけている。安心・安全の神話には「想定外」の事故や災害が反映されていないこと、効率性はこういった「想定外」を視野の外に置くことと同時に、画一化やスピードを優先することによって多様な個人を均一にならそうとすること、現代社会を牽引してきた競争原理には多大なリスクがあり、むしろ連帯や協同によって社会が保たれていること、など、震災以前から見え始めていた社会のほころびを一挙に顕わにしてしまった感がある。

このような日本社会の脆弱さをジェンダー視点からのみ説明することは乱暴かもしれないが、ジェンダー研究自体が多様な個人を中心に置くこと、不可視化されてきたものを見えるようにすること、競争、効率、数値目標など近年の社会の原理とされてきたものに疑念を突き付けるという意味では、視角の変化を迫る切り口となる。

表は、本学会の10年の歩みを簡単にまとめたものである。学会としての体裁はこの10年で概ね整い、学会運営は役員に多大な負担をかけながらではあるが、滞りなく実行できるようになっている。研究面では、毎年の研究大会だけでなく、秋季研究会や研究交流会、

合宿形式の春季研究会など意欲的に試みてきた。研究誌も年1回のペースではあるが順調に刊行し、2009年度にはデータブックの出版も手掛けた。運営面でも、発足当初からウェブサイトを持ち上げ、情報発信と共にICTを積極的に活用した運営となっている。このような活動が反映されて、5年目の2006年には日本学術会議学術研究団体としての登録も果たした。

会員数の伸び悩みやこれに伴う財政的な問題は依然残された大きな課題ではあるが、スポーツ・ジェンダー研究への会員の熱い志がこの小さな学会の10年を支え、学術組織としての真摯な姿勢を貫く基盤となっていると自負する。

スポーツとジェンダーという切り口に内在する学術の再構築や社会変革、文化の解体という壮大な可能性を展望しながら次の10年の歩みを定めたい。

日本スポーツとジェンダー学会の歩み

年月日	総会・大会等	その他の主な活動
2002.1.5	設立準備委員会発足	委員7名
2002.2.13	第1回研究会実行委員会発足	実行委員 26名
2002.6.22	「日本スポーツとジェンダー研究会」設立総会	発起人61名
2002年度	設立記念第1回研究会 2002.6.22	秋季研究会・研究交流会開催
	公式HPの開設と運営	
	研究誌創刊号の刊行	
2003年度	第2回総会 2003.7.6	秋季研究会・研究交流会開催、研究誌第2巻
	第2回大会 2003.7.5-6	
2004年度	第3回総会 2004.7.4	秋季研究会・研究交流会開催、研究誌第3巻
	第3回大会 2004.7.3-4	
2005年度	第4回総会 2005.7.3	秋季研究会・研究交流会開催、研究誌第4巻
	第4回大会 2005.7.2-3	
	「日本スポーツとジェンダー学会」に名称変更	
2006年度	第2期役員の選出	
	第5回総会 2006.7.7	秋季・春季研究会
	第5回記念大会 2006.7.7-8	研究誌第5巻
2007年度	日本学術会議学術研究団体に指定	
	第6回総会 2007.7.2	春季研究会
2008年度	第6回大会 2007.7.1-2	研究誌第6巻
	第7回総会 2008.7.5	春季研究会
2009年度	第7回大会 2008.7.5-6	研究誌第7巻
	第3期役員の選出	
2010年度	第8回総会 2009.7.4	春季研究会、データブック刊行、研究誌第8巻
	第8回大会 2009.7.4-5	
2011年度 (予定)	第9回総会 2010.7.3	春季研究会
	第9回大会 2010.7.3-4	研究誌第9巻
2012年度 (予定)	学会賞の創設	
	第10回総会 2011.7.2	春季研究会
	第10回記念大会 2011.7.2-3	研究誌第10巻
	第4期役員の選出	

基調報告

日本スポーツとジェンダー学会—10 年の総括と課題

SPORTDiscus の分析

来田享子 (中京大学)、田原淳子 (国士舘大学)、高峰修 (明治大学)

はじめに

本報告は、国際的な学術雑誌に掲載されたスポーツとジェンダーに関わる論文のうち、データベース化されたものを対象に、その動向を探ろうとするものである。分析には、体育・スポーツ科学論文を収録する最大規模のデータベースのひとつである SPORTDiscus を用いた。この分析を基調報告のひとつとするにあたり、第 10 回記念大会の企画委員会および 2010 年度春季研究交流会に参加した会員とも議論を深めてきた。その中で強く認識されたのは、論文データベースを量的に分析することの限界である。ここでは予めこの限界に触れておくこととしたい。

分析は、後述のとおり論文に付与されたキーワードの英語表記を手がかりにしたものである。周知のとおり、論文のキーワードは、原則として執筆者自らが論文投稿時に付与する。SPORTDiscus には、欧文を中心とする複数の言語によって書かれた論文が収録されているが、データベース化に際し、学術誌が執筆者に英語のキーワードをつけることを課している場合もあれば、データベースを作成する企業等が原語キーワードを英語に翻訳している場合もある。このプロセスでキーワードにはすでに、執筆者や翻訳者というフィルターを通過していることになる。

さらにいえば、国内でも 1980 年前後から複数の研究領域において多用されるようになった“gender”は、分析概念でありながら明確な定義を持たず、むしろ一様であることを拒むような側面を有してきた。このことは、キーワードに gender が使用されていなくとも、問題の核心をつく論文が存在する可能性をも示唆している。学術用語は、可能な限り意味と作用の収束をめざすことによって成立するが、その意味で gender は特殊だといえる。このように、データベース化までの過程で、論文のキーワードとして付与された gender とそれを取り巻く他のキーワードには、意味と作用のずれや拡散が生じる。この点为本報告の分析結果にとって

の限界である。

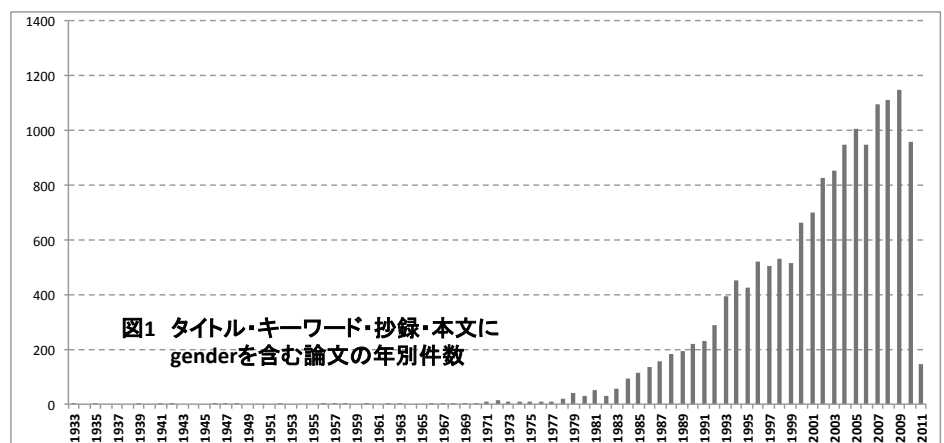
とはいえ、国際的な学術雑誌上の体育・スポーツ科学論文において、キーワードがどの程度の頻度で使用され、その使用傾向がどのように移り変わっているのか、近年どのようなキーワードが増加しつつあるのかを知ることは、無意味というわけではない。この分析をもとに、スポーツとジェンダーに関わる研究にとって未開拓である分野や課題、研究者の意識の変化に気づくための手がかりが得られ、質的分析に踏み込むための入口となることを期待したい。

SPORTDiscus について

SPORTDiscus は、EBSCO 社が製作する体育・スポーツ科学、スポーツ医療分野の学術論文オンラインデータベースである。英語の他、60 の言語で出版された学術雑誌論文を 1800 年代から最新のもののまで収録し、PDF 化された論文全文にリンクされている Full Text 版と論文の書誌情報と要約の検索ができる二次情報版がある。Full Text 版には約 320 の査読誌を含む 550 誌以上の雑誌が収録されている¹⁾。

分析の方法

- (1) 学会大会前年度 (2011 年 3 月) までに収録されている論文のタイトル、キーワード、抄録、全文に gender が含まれているものを検索した。
- (2) 上記(1)の検索結果であるすべての論文について、どのような語が論文のキーワードに含まれているかを検討した上で、比較的使用頻度の高いものや国内における研究動向を参考にいくつかのキーワードを選択し、これらを含む論文について、総数



や年別件数を明らかにした。

結 果

上記(1)の検索の結果、15660 件の論文がヒットした。出版年毎の件数を図 1 に示した。SPORTDiscus に収録された論文の中で、はじめて gender を用いた論文のタイトルは“DOES IMMIGRATION INCREASE CRIME?”であった。この論文は移民の犯罪数を性別に比較する文脈で gender を使用した。これ以降、1970 年までの論文は数年に 1~2 件ずつあり「性差があること」の究明に終始している。1 年間に 5 件を超える数の論文が掲載されたのは 1971 年以降で、社会学的研究において人種差別問題と共に性差別を扱う論考や心理学的研究においてジェンダー・アイデンティティ、同性愛等を問題関心として取り上げた研究が散見される。しかし、1970 年以前と同様、「性差があること」、すなわち性別二元論を前提とし、ともすればジェンダー・バイアスを再生産・再構築する研究も多数見られた。gender を用いた論文の件数は 1980 年代から目に見えて増加し、1990 年代以降、急速にその数が増加したことがわかる。

分析方法(2)の手続きで選択したキーワード、それが使用された論文件数、論文の初出年とタイトルを初出年順に表 1 に示した。この表から、スポーツとジェンダーに関わる研究の問題関心がどのように広がったかがうかがえる。特に、1990 年代以降は gender を含む論文が同時に homophobia や transgender などスポ

ーツにおけるセクシュアル・マイノリティの課題や constructionism, dualism など性別二元論に関する議論を扱う論文が見られるが、その数はあまり多くないことがわかる。キーワードには、gender を含む論文が次第に増加する 1970 年代から 2010 年までのどの時期にも一定程度扱われ続けてきたもの (P.E, women, sport, etc.)、前半期には比較的多く扱われるが近年は減少しているもの (identity, discrimination, etc.)、前半期では使用されたが後半期には別の語に置き換えて使用されるようになったとみられるもの (sex role→gender role)、時期全体で増減を繰り返しているもの (education, equality)、増減を繰り返しながら漸進的に増加しているもの (body, etc.) がみられた。

これらの分析結果から研究者が何を読み取るかは、当然、それぞれの問題関心によって異なる。共通理解が得られるとすれば「流動／拡散する学術用語としての gender」という土台に身体・性別二元論・セクシュアリティの 3 つの柱が組まれた構造体としてのこの領域の臆げな全体像であろうか。1970 年代以降のキーワードは、多様なアプローチの可能性を示してくれる。しかし、どの可能性も未だ「語り尽くされた」状況にはないことも分析から同時にうかがえる。この課題には、学際性を強みとし、既存の方法論を超える発想をもって挑戦すべきであろう。

i) Full Text 版収録雑誌のリスト

<http://www.ebscohost.com/titleLists/s4h-coverage.pdf>

表 1 分析方法(2)で選択したキーワード、件数、初出年、初出論文タイトル

キーワード	件数	初出年	初出論文タイトル
(sex)role	681	1942	EFFECTS OF THE MODIFICATION OF THE SEX MORES UPON SEX SPECIALIZATION OF LABOR
school	682	1942	REGIONAL DIFFERENCES IN MASCULINITY- FEMININITY RESPONSES
identity	590	1956	Sex Variants: A Study of Homosexual Patterns
women	2925	1960	DIFFERENCES IN PERCEPTION OF THE OPPOSITE SEX BY MALES AND FEMALES
education	1668	1962	SOCIAL DESIRABILITY AND CONFLICT
discrimination	703	1970	SITUATIONAL DISCRIMINATION IN REPRESSOR-TYPE AND SENSITIZER-TYPE APPROVAL SEEKERS AND THE BIRTH ORDER BY SUBJECT SEX INTERACTION
equality	486	1971	HONKING AT THE INTERSECTION: A REPLICATION AND EXTENSION
physical education	895	1972	Role of physical education in gender identification
racism	71	1974	CONSERVATISM, RACIAL INTOLERANCE, AND ATTITUDES TOWARD RACIAL ASSIMILATION AMONG WHITES AND AMERICAN INDIANS
feminism	198	1975	AN ANALYSIS OF THE AXIOLOGICAL STRUCTURES OF TRADITIONAL AND PROLIBERATION MEN AND WOMEN
sport	3851	1975	Sexism in recreational programming
sexuality	85	1976	Gender Roles and Human Sexuality
sexism	195	1977	EFFECTS OF RACE AND SEX UPON THE ATTRIBUTIONS OF SUCCESS AND FAILURE
gender identity disorder	18	1977	MALE TRANSVESTISM AND SUBSISTENCE ECONOMY
feminist	28	1979	Intellectual Sexism in Physical Education
media	251	1979	Sportswomen and the Media
body	968	1981	Individual Differences in Ability to control Heart Rate: Personality, Strategy, Physiological, and Other Variables
power	125	1981	Psychiatric Disorder and Gender: A Logit Analysis
sexual harassment	55	1981	Sexual Harassment Under Title VII: The Legal Status
violence	143	1982	ADOLESCENT PERSPECTIVES ON FAMILY VIOLENCE
affirmative action	52	1983	Education and sports: a reply to "Justice and gender in school sports"
equity	118	1985	The Proposed Equity Act of 1985
diversity	38	1986	Gender Differences in Motor Performance
gender role	38	1990	A leisure of one's own: a feminist perspective on woman's leisure. (Book review)
homophobia	31	1990	Addressing homophobia in physical education: responsibilities for teachers and researchers
constructionism	10	1991	The Social Construction of Status Value: Gender and Other Nominal Characteristics
dualism	13	1991	Leisure and women's identity: conformity or individuality? / Le loisir et l'identite des femmes : conformite ou individualite?
sexual abuse	19	1991	Perceptions of a Known Rape Victim: Role of Subject's Gender and Personal Experience With Rape
transgender	13	2005	Leisure and Recreational "Girl-Boy" Activities--Studying the Unique Challenges Provided by Transgendered Young People
pedagogy	3	2008	'WHITE MEN CAN'T JUMP'

基調報告

日本スポーツとジェンダー学会—10 年の総括と課題

SPORTDiscus の分析会員アンケート結果から

水野英莉 (岐阜医療科学大学), 木村華織 (中京大学大学院)

はじめに

本報告は、会員アンケート調査によって得られたこれまでの学会の取り組みに対する評価から、学会活動の総括を行い、課題を把握し、将来の展望について検討するものである。特に若手研究者の視点から、学会の将来の方向性や、研究者育成のための具体的施策について提言し、今後の展望について考察することを目的としている。

調査方法

会員アンケート調査は、「日本スポーツとジェンダー学会会員による学会活動の評価に関する調査」と題して行った。正会員と学生会員からなる登録会員に対して、調査用紙を郵送した。送付部数は 116 名と 1 団体である。匿名で回答された調査用紙は封書にて返送された。回収率は 34.2% (40 部) だった。

アンケートの主な質問項目は、1) 学会について、2) 春季研究交流会について、3) メーリングリストについて、4) データブックについて、5) 学会誌について、6) 学会の今後について、7) 学会との関わりについてである。現状の把握、学会活動の評価、会員の希望の 3 つに関する問いを盛り込むかたちで、自由記述を含む、46 の質問を設定した。

結果の概要

基本的属性 回答者のうち、正会員が 92.5% (37 名)、終身雇用の大学教員が 52.5% (21 名)、40 歳代と 50 歳代が 6 割以上を占める。学会役職経験者は 52.5% (21 名) で、今後も学会運営にかかわりたい人は 4.8% (4 名) だった。

学会大会について 全回答者が参加したことがある、知識の習得・情報交換に役立つ、学術の発展に役立つと回答した。会員同士の研究の連携に役立つと答えたのは 40 名中 85% (36 名) だった。満足度の高い大会は複数回答で、第 9 回大会 52.9% (18 名)、第 6 回大会 38.2% (13 名)、第 7 回大会 35.3% (12 名) の順だった。学会大会の企画については、約 8 割の回答者が現状どおりでよいと答えた。ワークショップよりもミニシンポを公募する、プロジェクト等時間をかけた研究の報告など、新しい企画案も挙がった。

春季研究交流会について 95% (38 名) の回答者が開

催を認知しており、57.5% (23 名) の回答者が参加したことがあると答えた。参加経験者の 9 割以上が合宿形式での開催に賛成し、開催頻度も現状どおりでよいと回答した。企画内容については、8 割以上の参加経験者が現状どおりでよいと回答したが、もっと時間的な余裕があったほうがよい、参加者が固定的なのを防いであうがいいなどの意見もあった。参加したことがない理由では、複数回答で、日程の問題 64.7% (11 名)、知り合いや親しい人がいないので参加しづらい、および事前学習・準備が負担という回答がそれぞれ 17.6% (3 名) あった。

メーリングリストについて 認知は 9 割と高く、情報が有益だと 7 割以上が回答しつつも、情報の活用は 45% (18 名)、情報の発信は 30% (12 名) にとどまった。メールが送られる頻度は現状のままでよいが 55% (22 名)、もっと送られてきてよいが 25% (10 名) だった。ジェンダー・セクシュアリティ関連の研究動向、学会・講演会・研究会などの情報を広く求める声が多数あった。

出版事業について データブックなどの出版事業に関しては、実施に賛成する人が 70% (28 名)、今後事業への参加を希望する人が 74.4% (29 名) だった。

学会誌について 学会誌については、92.5% (37 名) が満足していると答え、論文数と内容の水準の向上、公募・出版情報の掲載を求める声が挙がった。

学会の今後について 学会の今後については、勉強会や分科会の開催を希望する人が 71.1% (27 名) あった。研究プロジェクトの開催、学会からの助成金、他学会への講師派遣など、それぞれ 8 割以上の人が賛成と回答した。

自由記述について 全体として、若手研究者のための環境整備や期待について述べたものが随所に見られた。

考察

回答者および若手研究者についてのコメントを述べた会員は、比較的年齢層が高い。このことは、若手研究者の育成の必要性、あるいはスポーツとジェンダー研究の後継者が育っていないことへの危惧を、いわゆる中堅以上の会員の多くが感じているということの表れと見なすことができると思われる。

Keynote Lecture

The International Situation and Trends on Women and Sport and Measures From the Viewpoint of the IOC

Prof. Dr. Gudrun Doll-Tepper
Freie Universität Berlin

Abstract

1 A historical perspective

In the very beginning of the Olympic Movement in the late 19th century women were not involved, neither as athletes nor as leaders. Pierre de Coubertin, the founder of the Olympic Movement, was as many others at his time opposed to women's participation in the Olympic Games. On the occasion of the XIII Olympic Congress in 2009 in Copenhagen the IOC President Jacques Rogge in his opening speech referred to Pierre de Coubertin: "Imagine for a moment how Coubertin would react if he could see what has become of his creation. He would undoubtedly be extremely proud that his vision of a global Movement has become a reality, with 205 National Olympic Committees (NOCs) and many International Federations (IFs) acting in over five continents." (Rogge 2009, 15). President Rogge highlighted the positive developments of the Olympic Movement and the changes that have occurred: "He would be surprised that we are fast approaching the day when 50 percent of the athletes at the Games will be women. We have more to do, but we have made great progress." (Rogge 2009, 15).

However, as early as in 1900 at the second Olympic Games in Paris only 22 women participated as athletes in croquet, golf, sailing, and tennis.

Ever since the number of female athletes and the number of sports and competitions has grown tremendously. It is highly important to analyse the past and current developments and to address current gender issues in order to move towards gender equity.

2 Women as athletes – important developments

From a very low percentage of female athletes in 1900 – in the Olympic Games in Paris there were 1.6% women – the percentage has grown to 42% at the Summer Olympic Games in Beijing, PR China. A similar development has occurred in the Olympic Winter Games: Only 1.3% female athletes participated in the 1924 Games in Chamonix, in 2010 in Vancouver there were 40.7% female athletes. What are the reasons for this development? The IOC has put the gender equity issue high on their agenda and has focused on increasing opportunities for female athletes to compete in sporting events. Changes in attitudes in many societies around the world towards girls and women practicing sports

are also an important factor.

In order to be able to implement policies at all levels it was and it is important that the NOCs and the IFs encouraged and supported women in sport competitions. Just recently the IOC decided to include boxing for women into the programme of the 2012 London Olympic Summer Games and ski-jumping for women into the programme of the 2014 Sochi Olympic Winter Games.

In this context, it is interesting to note that there are specific sports, such as synchronised swimming, where men cannot compete on an international level.

Another development is highly interesting: the participation of athletes with a disability in Olympic Games. Examples of such outstanding athletes from the past and present will be given.

3 Women in the IOC and the establishment of an IOC Commission on Women and Sport and its initiatives

Until 1981 there was no woman on the IOC. At the Olympic Congress 1981 in Baden-Baden, Germany, the IOC decided to include Flor Isava-Fonseca from Venezuela, and Pirjo Haeggman from Norway as the first women on the IOC.

Since then the number of women on the IOC has grown to currently 19 (out of 110) = 17.2%. In 1996 the IOC hosted the 1st World Conference on Women and Sport in Lausanne, Switzerland. In this context a working group was established which became an IOC commission in 2004, chaired by Anita DeFrantz.

Special initiatives have been implemented, e.g. regional seminars, the IOC Women and Sport Trophy, and two research projects were commissioned in order to evaluate the role of women in Olympic governance. Findings and recommendations of the recent research project “Gender Equality and Leadership in Olympic Bodies” will be presented and discussed.

4 The Virtual Congress and the XIII Olympic Congress Copenhagen 2009

This part of the presentation will highlight the contributions of the Virtual Congress with regard to issues related to women and sport. The XIII Olympic Congress in Copenhagen 2009 used the papers and statements from the Virtual Congress for a detailed evaluation of the current situation of the Olympic Movement and the IOC and thus helped to identify challenges and steps for future action.

5 Women and Sport – Efforts by other international organisations and groups

In order to get an overview of activities world-wide related to women and sport three international bodies and their activities will be presented:

- The International Association of Physical Education and Sport for Girls and Women (IAPESGW)
- Women Sport International (WSI) and
- The International Working Group on Women and Sport (IWG)

6 Challenges for NOCs and IFs

The stakeholders of the Olympic Movement include National Olympic Committees (NOCs) and International Sport Federations (IFs). Specific challenges will be presented and examples, e.g. from the German Olympic Sports Confederation, will be given to illustrate the measures taken.

7 Specific issues

Despite the fact that women have growing access to sport at all levels and the decision of the IOC to include boxing and ski-jumping into the Olympic programme of the upcoming Olympic Games there are also controversial debates going on. There is still a, however low, number of NOCs who are not sending women to the Olympic Games, mainly because of cultural and religious barriers. During the past years the IOC has addressed specific risks and has provided guidelines regarding sexual harassment and abuse in sport. Another issue is gender verification as well as age verification. Most recent decisions and statements will be presented and discussed.

8 The outlook

In summary, it can be stated that enormous efforts have been undertaken to increase the number of female athletes in competition, up to the level of Olympic Games. However, there is still an underrepresentation of women in leadership positions, e.g. as presidents, vice-presidents, head-coaches, managers etc.

The goal of gender equity in sport and in the Olympic Movement can only be reached if women and men identify inequities and jointly work together to implement changes that will lead to a “culture of equity”. This is a challenge for societies around the world in general and it is a challenge for the world of sport and the Olympic Movement.

It is a responsibility of all of us and our success will be based on partnership!

基調講演

IOC の立場からみた女性とスポーツに関する国際情勢と施策

グードルン・ドルテッパ (ベルリン自由大学教授, 博士)

抄録 (訳)

1. 歴史的観点

19 世紀末、初期のオリンピック・ムーヴメントには、選手としてもリーダーとしても女性の姿はなかった。このムーヴメントの創始者であるピエール・ド・クーベルタンは、当時の多くの人がそうであったように、女性がオリンピックに参加することに反対であった。2009 年にコペンハーゲンで開かれた第 13 回オリンピック・ kongress において IOC のジャック・ロゲ (Jacques Rogge) 会長は、開会スピーチの中でクーベルタンに言及し、「自分自身の創造したものが今日どのような姿をしているか知ったら、クーベルタンがどう反応するか想像してみてください。彼が思い描いたグローバル・ムーヴメントが実現し、205 もの国内オリンピック委員会と 5 大陸をまたがる多くの国際競技連盟が手を携えるに至ったことを、多いに誇りに思うに違いありません」(Rogge 2009, 15)。ロゲ会長はオリンピック・ムーヴメントのポジティブな発展と変化をこう強調した。「クーベルタンは参加者の 50% が女性になる日が速いスピードで近づいていることに驚くでしょう。まだまだやるべきことがあります、私たちは素晴らしい発展を遂げました」(Rogge 2009, 15)。

しかし、1900 年にパリで行われた第 2 回オリンピック大会では、女性はクリケット、ゴルフ、セーリング、テニスに選手として参加した 22 人に過ぎなかった。以来、女性の選手数と競技数は大幅に増え、これからさらなるジェンダー平等に向けて進んでいくためには、ここで過去と現在の進展を分析し、現在のジェンダー問題に取り組むことが大変重要である。

2. 選手としての女性—重要な発展

参加選手に占める女性の割合が非常に低い 1.6% であった 1900 年のパリ・オリンピックから、女性選手の割合は増え続け、中国の北京で行われた夏季大会では 42% となった。同様に、冬季大会でも、1924 年に 1.3% だった女性選手の割合は、2010 年のバンクーバー大会では 40.7% まで増加した。

この進展の理由は何であろうか。IOC はそのアジェンダにジェンダー平等問題を高く掲げ、女性選手

の競技機会を増やすことに集中して取り組んできた。

また世界の様々な社会で、女子、女性がスポーツに参加することに対する考え方が変わってきたことも、大きな要因の一つである。

全てのレベルにおいて政策を実現するためには、国内オリンピック委員会や国際競技連盟がスポーツ競技に参加する女性を奨励、サポートすることが重要である。ごく最近 IOC は 2012 年のロンドン・オリンピックで女子ボクシングを、2014 年のソチ・オリンピックで女子スキー・ジャンプをプログラムに加える決定をした。

こういった背景を考えるとシンクロナイズド・スイミングなど、男子が参加できない競技が存在するのは興味深い。障害者のオリンピック参加は、もう一つの大変興味深い進展である。過去と今日のような優れた選手を紹介したい。

3. IOC の中の女性、IOC 女性とスポーツに関する委員会の設立とそのイニシアティブ

1981 年まで女性の IOC 委員は存在しなかった。1981 年にドイツのバーデンバーデンで開かれたオリンピック・kongress において、IOC はベネズエラのフロール・イサバ=フォンセカ (Flor Isava-Fonseca) とノルウェーのピロエ・ハーグマン (Pirjo Haeggman) を初の女性 IOC 委員として迎えることを決定した。

それ以降 IOC 委員における女性の数は増え、現在 110 人のメンバーのうち 19 人、17.2% が女性である。1996 年には IOC はスイスのローザンヌで第 1 回世界女性スポーツ会議を開いた。これに関連し、2004 年には IOC における委員会のひとつとなるワーキンググループが設置され、その長はアニタ・デフランツ (Anita DeFrants) が務めた。

地域セミナーや IOC 女性とスポーツ賞、そしてオリンピックの組織運営における女性の役割を評価する 2 つの研究プロジェクトなど、新たに特別な取り組みも実施された。ここでは最近の研究プロジェクトである「オリンピック組織におけるジェンダー平等とリーダーシップ」の結果と提案について述べる。

4. ヴァーチャル・コンGRESと 2009 年コペンハーゲン第 13 回オリンピック・コンGRES

ここでは女性とスポーツに関するヴァーチャル・コンGRESが果たした貢献について取り上げる。2009年にコペンハーゲンで行われた第13回オリンピック・コンGRESでは、ヴァーチャル・コンGRESによるオリンピック・ムーヴメントと IOC の現在の状況に関する詳細な評価が活用され、将来のアクションに向けた問題点とステップを明らかにするうえで大きく貢献した。

5. 女性とスポーツ—他の国際組織とグループによる取り組み

女性とスポーツに関わる世界的な動きを概観するために3つの国際組織とその活動について述べる。

- ・ 国際女子体育スポーツ連盟 (IAPESGW)
- ・ ウィメン・スポーツ・インターナショナル (WSI)
- ・ 国際女性スポーツワーキンググループ (IWG)

6. 国内オリンピック委員会と国際競技連盟のチャレンジ

オリンピック・ムーヴメントのステークホルダーには、国内オリンピック委員会と国際競技連盟が含まれている。ここではその特有のチャレンジについて、ドイツオリンピック・スポーツ連合などの具体的な取り組み例を示しながら述べる。

7. 特殊な問題

あらゆるレベルで女性のスポーツ参加が増え、IOCが次のオリンピックで女子ボクシングとスキー・ジャンプを追加することを決めたにも関わらず、まだ問題も残されている。主に文化的宗教的障壁のために、まだオリンピックに女子選手を送っていない国内オリンピック委員会がある。その他にも、性別確認テストや年齢確認の問題もある。これらの問題について、最新の決定と発表について議論する。

8. 展望

要するに、競技に参加する女子選手の数を増やすため、オリンピックのレベルに高めるまでに、多大な努力がなされてきたといえることができる。しかし、会長や副会長、ヘッドコーチ、マネージャーといったリーダーのポジションでは女性はまだ十分に代表されていない。

スポーツとオリンピック・ムーヴメントにおけるジェンダー平等というゴールは、女性と男性が不平等を明らかにし、「平等の文化」をもたらすための変化を共に生み出していくことで初めて達成される。これは世界中の一般社会の課題であり、またスポーツ界とオリンピック・ムーヴメントの課題である。それは我々全ての責任であり、その成功はパートナーシップにかかっている。

ポスター発表

スポーツ環境における指導者と競技者のセクシュアル・ハラスメント認識に関わる要因の検討

高峰修 (明治大学), 飯田貴子 (帝塚山学院大学), 太田あや子 (武蔵丘短期大学)

熊安貴美江 (大阪府立大学), 吉川康夫 (帝塚山学院大学)

キーワード: セクシュアル・ハラスメント認識、スポーツ環境、指導者、競技者、性別

1. はじめに

筆者らはこれまでに、日本人女子大学生のスポーツ環境におけるセクシュアル・ハラスメント認識についての量的な調査を進めてきた。その結果をまとめると、体育系大学・学部生は一般学部学生よりも、体育会所属学生はスポーツ系サークル所属学生よりも、そして全国大会出場以上の競技レベルの学生はそれほど競技レベルが高くない学生よりもセクシュアル・ハラスメントへの認識が低く許容的である (吉川ら、2005)。

こうした女性のセクシュアル・ハラスメント認識を男性のそれと比べると、先行研究においては、男性の認識は女性よりも許容的であるとする主張がある一方で、セクシュアル・ハラスメント認識に男女差はほとんどないとする調査結果も見られる。この点について筆者らが回帰分析を使って検討したところ、セクシュアル・ハラスメント認識に対する性別の影響は有意ではなかった。この分析にはいくつかの課題が残されたが、スポーツ環境におけるセクシュアル・ハラスメント認識には性別よりもむしろ、所属するスポーツ組織 (体育会/スポーツ系サークル/無所属) に特有の権力構造や価値体系、慣習などが影響を及ぼす可能性を示した (高峰ら、2010)。

他方、熊安ら (2010) は全国レベル以上の男性指導者と女性選手を対象とする分析より、女性選手のセクシュアル・ハラスメント認識が男性指導者のそれよりも許容的であることを報告している。こうした傾向は、スポーツ内外を問わず先行研究では見られないものである。

そこで本研究では、女性のセクシュアル・ハラスメント認識が男性よりも許容的であるという傾向の背景にある要因を探るとともに、高い競技レベルにいる指導者と競技者のセクシュアル・ハラスメント認識と関わりを持つ要因について検討する。

2. 研究方法

国民体育大会強化選手団と国民体育大会結団式参加選手団の指導者ならびに 18 歳以上の競技者、さらに各都道府県体育協会登録指導者に対して 2007 年 9 月～2008 年 8 月にかけて質問紙調査を行った。配布数は指導者 3,734 部、競技者 1,162 部であり、回収数はそれぞれ

1,406 部、競技者 418 部である。このうち、指導者 735 名、競技者 359 名を分析対象とした。セクシュアル・ハラスメントになり得る 16 項目の言動を適切と思うか否かを質問し、適切と答えた項目数をセクシュアル・ハラスメント得点として、それと性別、年齢層、ステイタス、指導・競技レベルとの関連を検討した。

3. 結果

まず分析対象のうち女性だけを取り出し、女性のセクシュアル・ハラスメント認識と諸変数との関わりを検討した。ノンパラメトリック検定を用いてセクシュアル・ハラスメント得点の平均値を比較したところ、女性では指導者よりも競技者で、また年齢層が低くなるほど、スポーツ環境におけるセクシュアル・ハラスメント認識は許容的になることが示された。こうした結果は男性においても見られるものであるが、女性の場合はその傾向が顕著であった。

次に男性も含めた分析対象全体におけるセクシュアル・ハラスメント認識と諸変数の関連について検討した。分析対象の基本的属性を以下の表に示す。

<性別>		<ステイタス>	
女性	21.7 (237)	指導者	67.2 (735)
男性	78.3 (857)	競技者	32.8 (359)
<年齢層>		<指導・競技レベル>	
10 歳代	11.0 (120)	国際レベル	18.4 (201)
20 歳代	19.8 (217)	全国レベル	66.2 (724)
30 歳代	14.1 (154)	地方レベル	15.4 (169)
40 歳代	20.2 (221)		
50 歳代	17.7 (194)		
60 歳代	12.6 (138)		
70 歳代～	4.6 (50)		

表に示した諸変数とセクシュアル・ハラスメント得点との関連を検討するために、ノンパラメトリック検定を用いたところ、競技者は指導者よりも、女性は男性よりも、そして年齢層が若いほど、スポーツ環境においてセクシュアル・ハラスメント認識が許容的である傾向が認められた。さらに回帰分析を行ったところ、セクシュアル・ハラスメント認識に影響を及ぼすのは年齢層と性別であった。

ポスター発表

女子の運動・スポーツ活動促進のための施策

オーストラリアの事例報告

田原淳子 (国士舘大学)

キーワード: 女子、オーストラリア、スポーツ・コミッション、政策、Active Girls

はじめに

わが国における若年層の体力低下と運動量の二極化は依然として大きな問題であるが、特に不活発な女子の増加に対する取り組みは喫緊の課題である。体育の授業以外にほとんど運動しない(1日の運動時間が10分未満)子どもは、小学5年生で女子の24.2%、男子の10.5%、中学2年で女子の31.1%、男子の9.3%に上る(文部科学省, 2010)。このような女子の問題は、まず本人の健康・体力の面から憂慮されるが、彼女たちの多くが、母親や保育者として次世代の育成に関わることを考えると、その影響は甚大である。

学校期における子どもの体力向上には文部科学省を初め、様々なレベルで取り組みが行われている。しかし、近年の調査結果はほぼ横ばいで、状況の改善には幾重の困難が横たわっていることをうかがわせる。

諸外国におけるスポーツ振興政策の中で、注目されるのはオーストラリアである。高い運動・スポーツ実施率を誇るオーストラリアでは、女子の運動・スポーツの促進にも積極的な政策が展開されているという(笹川スポーツ財団, 2006)。そこで、本研究では、オーストラリアにおける女子の運動・スポーツ促進のための施策について調査し、日本の状況改善に資する基礎資料を得ることを目的とした。

研究方法としては、オーストラリアを訪問し、同国および州(クイーンズランド州)レベルの女子の運動・スポーツ促進のための施策に関する文献、資料を収集し、当地の関係者(行政、指導者、研究者)に取材を行った。そして、それらを検討し、日本の同問題に対する取り組みの状況と比較し、考察を行なった。

オーストラリアにおける施策

オーストラリアの国内スポーツを全面的にサポートすることを目的に、オーストラリア・スポーツ・コミッション(Australian Sports Commission; ASC)が、1989年に設立された。ASCは1990年に大規模調査を実施し、その結果、女子が強固にスポーツを男子のゲームと見ていて、女子は男子に比較してスポーツへの関わり方が消極的で健康度や自己肯定感が低いことなどが浮き彫りになった。これを受けて、ASCは国立心臓基金(National Heart Foundation)と連携して、1991

年に「アクティブ・ガールズ・キャンペーン(Active Girls Campaign)」を開始した。その施策には、①女子とスポーツに関する様々な偏見を取り除くこと、②女子と運動・スポーツの重要性、③スポーツがもつ多様な価値、④保護者にできること、⑤教師にできること、⑥スポーツ組織にできること、⑦情報提供、が含まれている(Australian Sports Commission, 1991)。また、学校カリキュラムの一部として「活動的な女子は何でもできる! (Active Girls Can Do Anything!)」という認識を強化することを呼びかけ、学校向けに15枚の情報カードを発行している(Australian Sports Commission, 1993)。その後、ASCは女子と女性の運動・スポーツ促進のための政策を整備し、優れた活動事例集を発行するなど、効果的な施策を展開している。

今日、実際の活動は国から州に委譲され、州レベルで「アクティブ・ガールズ」のための様々な実践が展開されている。特に注目されたのは、年1回地元の女子生徒と女性トップアスリートをホテルに招いて開催される朝食会である。そこではアスリートのトークショーや同じテーブルを囲んで両者が朝食をとりながら直接会話をする機会があり、会場は熱気に包まれる。

結論

オーストラリアの「アクティブ・ガールズ・キャンペーン」について検討し、日本の状況と比較した結果、以下の示唆を得ることができた。

- ・日本の児童・生徒に対する体力向上への取り組みは、ジェンダーの視点が弱く、女子の消極性という問題の核心に到達できていないのではないかと考えられた。
- ・女子生徒および関係者の運動・スポーツを巡る根強いジェンダー・バイアスを解消する取り組みが必要であり、そのための多面へのはたらきかけが重要である(学校の教職員、運動・スポーツ指導者、保護者など)。
- ・女性の運動・スポーツに関する優れたロールモデル(アスリートや体育教師など)をより積極的に子どもたちに提示していく必要がある。
- ・運動・スポーツに関するジェンダー・バイアスを解消するような学校におけるプログラムや教材を開発する必要がある。

ポスター発表

戦後の京都における男女共学の実像

—教員養成大学附属学校の事例—

井谷 恵子 (京都教育大学)

キーワード：男女共学、京都、高校三原則、男女平等カリキュラム、体育

1. はじめに

京都の教育は、1950年から1978年まで続いた蜷川府政によって「国民の教育」を象徴するものであった。高校三原則（小学区制、総合制、男女共学制）が遵守され、カリキュラムの自主編成が行われるなど、戦後教育史において独特の位置を占めてきた。「家庭一般」の男女共修も全国に先駆けて1973年に実現したことなどが報告されている（小山2005, 2009）。

しかし、個々の学校の具体的な進展や課題などについての研究は少なく、体育に関してはほとんど見当たらない。本研究では、京都府に位置する教員養成大学の附属高校を対象に、男女共学の理念が学校運営にどのように反映されてきたか、特に体育に着目しつつ検討した。方法は大学と附属学校に残る史料調査、及び旧教員、卒業生への聞き取り調査である。

2. ジェンダー視点から見た附属学校

1965年（S40）4月に1学年5学級で創立された。当初は男子の割合が高かったが、1975年前後より男女数が接近するようになった。教員の男女割合をみると、開設年では専任教員11名全員が男性であり、1972年（S47）に女性の保健体育教員1名が着任するまで続いた。現在は、36名の専任教員のうち、女性は8名（22.2%）であり、全国的な水準の27.1%（H19学校教員統計調査）に比べて低い。

開学時の教育方針として、「民主的、文化的国家を建設し、世界平和と人類の福祉に貢献・・・後略」という前文に続き、6項目が記述されている。そのうちの1項目は「男女生徒には、均等な教育の機会を与えとともに、その特性を考慮し、共学の実を挙げよう」という記述であった（研究紀要Ⅰ, 1966）。男女特性に対する認識は当時としては一般的であったが、わざわざ1項目とすることは、「男女特性への配慮」に特段のこだわりがあったということかもしれない。現在の教育方針には、この項目だけが削除されている。

進学状況については、1984年（S58）までは、男女別の集計が確認できる（研究紀要）。女子は男子に比べて旧国公立への進学率が低く、私立の割合が高い。学部別の集計はないが、単科大学への進学傾向から教育、薬学に女子の進学が多いことが読み取れる。また、近

隣大学への女子の進学が目立ち、1967年（S42）～1983年（S58）の計では、当時女子比率が高くはなかった医学部でも近隣の医学系大学にはかなりの数の女子が進学している。

京都で1973年（S48）に実現した「家庭一般」の男女共修については、附属高校ではH6年からの実施であった。これは、学習指導要領における男女差が撤廃された平成元年の改正に基づくものである。体育についても同時に単位数における男女差が解消された。

3. ジェンダー視点から見た体育

年間計画など詳細な部分については史料が見いだせないが、現在のカリキュラムの理念は長く引き継がれてきたことがインタビュー調査で明らかになった。現行のカリキュラムの特徴は、1年生から3年生の1学期まで男女別クラスで授業が行われ、「生徒が選択して履修できる」ことが基本的な考え方である「選択制」もごく一部しか導入されていない。ダンス（女子）、柔道（男子）、サッカー（男子）、ソフトボール（女子）など男女で異なるカリキュラムが組まれている。同じ単元であっても、目標や内容、方法に男女差があり、担当教員の考え方が強く反映される状況である。

4. 旧教員と卒業生へのインタビュー

1972年（S47）から2008年（H20）まで専任の保健体育教員として勤務した女性と1973年（S48）卒業の女性2名に集団インタビューを実施した。インタビューから得られた主な内容は次のとおりである。

- ① 教員の公立校との人事交流が少なく、男女混合名簿の導入など男女平等教育への意識変化は遅れた。
- ② 女性教員は必要最小に留めるという意識があり、開設7年目に1名（体育）、12年目に1名（家庭科）、13年目に1名（養護）の女性教員が着任した。
- ③ 女子のみ家庭科が必修であることに異議を唱えた生徒がいたが、一般に不平等という意識は薄かった。
- ④ 体育カリキュラムや男女別編成については、男女混合はやりにくいという共通認識があった。
- ⑤ 男女生徒は仲がよく、生徒会や学級での取り組みなども協調的であった。
- ⑥ 進路については生徒の主体性重視が基本であったが、保護者の影響は強かった。

ポスター発表

ゲイ／レズビアン・スポーツサークルの参加要因

～ヘテロノーマティヴィティと社交志向～

風間孝 (中京大学)・藤原直子 (相山女学園大学)

キーワード: スポーツ、レズビアン、ゲイ、ヘテロノーマティヴィティ、ジェンダー

0 はじめに 欧米と同様に (Elling and De Knop 2003)、日本でもゲイやレズビアンを構成員とするスポーツサークルが数多く結成されている。Ellingらは、スポーツサークルに参加する要因として、①レズビアンに比してゲイに強く働くと言われる主流社会でのホモフォビア、②セクシュアリティを共有する者同士での絆の形という社交志向をあげ、前者のほうが重要であると結論付ける。本報告では、ゲイ、レズビアンを主要な構成員とするスポーツサークル参加者へのインタビューをもとに、参加動機および活動経験におけるゲイとレズビアンの共通点と差異について検討したい。

1 方法 ゲイ、レズビアンを主要な構成員とするスポーツサークルに所属経験のある男性3名と女性4名に半構造化面接を実施し (2009年10月~12月)、匿名を条件に録音の許可を得た。

2 結果 ここでは水泳サークルに参加するゲイ男性Aさん(40代後半)と野球サークルに参加するレズビアンBさん(40代前半)の参加動機およびを分析する。

(1)Aさんのケース 関東在住時に水泳サークルに参加し、その後名古屋でも水泳のサークルに関わった。Aさんは、子ども時代に①野球でいじめられた経験がスポーツへのコンプレックスを生み、②個人競技志向を生んでいた。その後、スポーツへの苦手意識を克服しようとスポーツクラブに参加しコンプレックスを克服するとともに、③泳ぎが上達していくことへの喜び・楽しさを見出し、スポーツクラブの水泳クラブに加わった。その中でのメンバー間のつながりを実感したが、④性的指向を隠さなくてよいこと、⑤セクシュアリティが共通することの楽しさを理由に、ゲイの水泳サークルに加わった。

Aさんが参加したゲイの水泳サークルのメンバー間では、⑤ゲイ同士が集まり楽しむこと (非競技志向) と、⑥大会での成績を優先すること (競技志向) との間に比重の違いが生まれた。⑤は共有しつつも、競技志向と非競技志向のどちらに比重を置くかで、優先順位の違いが生まれたのである。

(2)Bさんのケース Bさんは、関東在住時から現在までの11年間、レズビアンをメンバーとする野球サークルに立ち上げ当初から所属している。参加のきっかけは、

レズビアンとのつながりを求めて参加したイベントのメンバー間で、身体を動かす活動をしたと考えたことである。野球を選んだ理由は、多くのメンバーが「キャッチボールの経験があったから」である。

野球サークルの活動に関するインタビューでは、レズビアン野球サークルのリーグ戦にふれ、「仲良しチーム同士でやっています」、職場での男子チームからの試合の誘いに対して「レベルが違いすぎるから話になりません、そうやって逃げるしかない」という、①セクシュアリティを隠すことという対外的なわずらわしさが疎外要因として抽出できた。それとは逆に、②セクシュアリティの共通性による関わりあいの楽しさの要素が確認できた。

サークル活動以前には個人競技志向であったBさんは、野球サークルでのチームワーク経験がもたらす楽しさによって、集団競技志向も高まったといえる。

3 結論 AさんとBさんのスポーツサークル参加における共通点として、社交志向の存在を指摘できる。また、ゲイ／レズビアンのスポーツサークルに加わりつつも、対外的にセクシュアリティを隠さなければならないという点で、共通点を見出せる。

相違点として、スポーツにおけるジェンダー規範の異なる作動をあげたい。Aさんの場合、学校時代に野球をした時の「なよなよ」しているといういじめの経験がある。これは、男性はスポーツが苦手な場合、否定的に評価されることと関係している。そのため、ゲイのスポーツサークルに加わるには、スポーツクラブに参加し苦手意識を克服するというプロセスが必要であった。一方、Bさんの場合は、スポーツへの苦手意識を持っていない。これは、個人の特性によるものだけでなく、女性の場合、スポーツができないことが男性と比べて否定的に捉えられないことが関係している。

スポーツにおけるジェンダー規範の異なる作動により、ゲイの場合は、主流社会でのヘテロノーマティヴィティによる疎外要因がスポーツサークルへの参加動機として、社交要因と同等もしくはそれ以上に作用していると考えられる。一方、レズビアンの場合は、疎外要因よりも社交要因が強く作用していることを暫定的な結論としたい。

ポスター発表

IOC 理事会における女性とオリンピック・ムーブメントに関する審議

-1936-1959 年 IOC 理事会議事録の分析-

來田享子 (中京大学)

キーワード: オリンピック、女性の参加、IOC 理事会

1. はじめに

発表者は、これまで 1920-30 年代になされた国際女子スポーツ連盟 (FSFI)、国際オリンピック委員会 (IOC)、国際陸上競技連盟 (IAAF) によるオリンピック大会への女子陸上競技種目の正式採用をめぐる議論について検討を行ってきた。この議論は 1928 年アムステルダム大会における女子陸上競技 5 種目の試験的採用の前後に行われたものであり、女性とオリンピック・ムーブメントの關係に一定の成果をもたらしたと考えられる。議論そのものは、1937 年前後に FSFI が消滅ないし解散したことによって、収束した。この背景には、1936 年 8 月の第 13 次 IAAF 総会において、女子陸上競技の統括権が FSFI から IAAF に委譲されたことがあった。しかし、議論の当初から FSFI が IOC および IAAF に対し行った意思決定機関への女性の参画等の要求はまったく受け入れられなかった。すなわち、歴史的に見れば、この議論は女性とオリンピック・ムーブメントの關係にとって、「大会への参加」という側面での成果をあげた一方で、問題を「参加」の観点のみに矮小化するという影響を図らずももたらしたと評価することもできる。

ところで、上述の FSFI によるオリンピック大会への女性の参加促進運動以降、女子競技の導入に関する議論を詳細に検討した研究はほとんどなされてこなかった。例えば夏季オリンピック大会への女性の参加者数および競技種目数の変化をみても、1980~90 年代にかけて、社会一般における国際的な規模での女性の権利拡大をめざす動きやそれと同調するスポーツ界の動きが広がるまでは、低調であったといわざるを得ない。

この間、女性の競技や種目が新たに追加される際にどのような議論がなされたのか、競技や種目の追加は「誰が」主導してきたのか、男性の競技や種目が追加される場合と異なりはあったのか、など、多くの疑問を孕む課題の追求は、地道で基礎的な検討であるだけに、重要だと考えられる。

3. 研究の目的と方法

以上の問題関心にもとづき、本発表では、1936 年から 1959 年までの IOC 理事会議事録を史料とし、そこでなされた女性とオリンピック・ムーブメントに関す

る議論の有無およびその内容を明らかにすることを目的とした。

2. 結果

検討した時期の IOC 理事会議事録は 32 会議分存在した。このうち、関連する審議がなされた会議は 7 回で、うち 1 回は 2 件の審議が含まれていた。同時期の IOC 総会議事録と比較した場合、理事会における審議回数はかなり少ないとみられ、その主な内容は、女性の競技種目の承認に関するものであった。

議事録の内容から明らかになった新たな事実を以下にまとめる。

- (1) 種目の採用 (女性の参加承認) に関する議論がなされた競技は、カヌー、体操、陸上競技、水泳、射撃の 5 競技であり、いずれも否決された。
- (2) 理事会に対し IF から承認の要請がなされた女子種目の採用が否決されたとみられる事例が大半であったが、組織委員会および国内競技統括団体の要請により競技が採用されない事例もあった。
- (3) 1953 年 4 月メキシコシティで開催された理事会では「女性の参加を排除してはならないが、女性に適したスポーツに限定すべきだ」とする会長の見解に理事会も賛同するとの記述がみられた。
- (4) 1928 年アムステルダム大会で採用された後、除外された女子陸上競技 800m 走の導入は 1954 年 5 月にローザンヌで開催された理事会で提案され、この時点では否決された。
- (5) 先行研究からは解釈が困難な審議が 2 件存在した。ひとつは、1928 年アムステルダム大会で IOC 委員の女性関係者の宿舎に関する問題が生じたとみられる件であり、もうひとつはスウェーデンから提案された既婚女性に関する扱いの件であった。

上記のうち特に(3)から、FSFI と IOC が議論を行った時期から 20 年を経ても、IOC 理事会の見解には変化がなかったこと、第 3 代会長バイエ・ラトゥールと第 5 代会長アベリー・ブランデー時の見解は類似していたことが明らかになった。本発表の検討結果は、同時期の IOC 議事録や関係者の書簡を含めて考察することによって、より深めることができると考えられる。

シンポジウム

テーマ：ジェンダー研究のフロンティア

ースポーツにおける性別二元論の行方ー

コーディネーター 井谷恵子（京都教育大学）

キーワード：性別二元制、性の差異化、性区分、性別確認検査

シンポジウム趣旨

ジェンダー研究は、文化・歴史・社会的に形成された性としてのジェンダーを視点とした研究を深化発展させ、その分野のジェンダー構成の適正化を促進する使命を持つ。同時に、対象とする学術分野の研究手法や分析、考察の在り方などを問い直すことを通じて、学術研究そのものが内在させてきたジェンダーバイアスを暴く側面を持っている。このことは、ジェンダー研究がそれまでの研究蓄積に対しても懐疑的な目を向け、対象分野の「知」の組み換えを進める可能性を示している。

ジェンダー研究が持つ広大な可能性を視野に入れながら、今回のシンポジウムではスポーツにおける性別二元制を俎上に上げる。スポーツは男女を対照的なカテゴリーとする性別二元制を基本原理として発展してきた。スポーツを対象とする科学もまた性別二元制を後押しするかのよう、身体だけでなく精神においても男女の差異化を促進する役割を担ってきたと言える。スポーツによる身体教育や鍛錬、さらにスポーツが内包する制度や規範を通じて、男女の身体や精神をジェンダー化していることへの気づきは希薄である。

スポーツにおけるジェンダー研究は、これまで不可視化されてきた多様な性を顕在化させるだけでなく、スポーツ科学が内在させてきた性の差異化という機能を問い直す動力でもある。さらには、スポーツが発祥し、発展してきた基盤ともいべき男女二元制の原理を根本から問い直す契機をもたらし、多様な人々の参加を保障する新たなスポーツ文化を創生する視点を提供しうる。

現在、スポーツとしてとらえられているものの多くは、競技化、記録化、組織化、合理化などの特徴を持つ近代スポーツである。19世紀に発展した近代スポーツの背景には、身分制秩序の崩壊とともに、合理化や効率化などの特徴を備えた近代産業社会への変動が横たわっている。近代スポーツは、その社会的基盤である近代産業社会の特徴を反映するだけでなく、この時代を主導した男性が女性よりも優れた存在であることを示す仕組みを組み込んでいた。つまり、体格や筋肉

がその序列を支配するという男性原理であり、スポーツに参加する過程において、身体のみならず精神をも男女の差異を増強する機能を内在させた。

20世紀の後半になると、国際的にも女性のスポーツ参加が一般的となり、男女別カテゴリーで行われる競技では、女性選手が男性でないことを証明することによって公正性を保つ必要が生まれた。さらに、スポーツが国家の威信や選手の名誉に大きな影響力を発揮するだけでなく、強大な経済効果を生みだすことが共通理解されるにつれ、競技化は過熱し、それに伴って、厳格な男女の線引きをすることによって公正性を担保しようとする方向性が生まれた。

しかし近年の科学の知見は、性区分が外性器、遺伝子、ホルモン分泌、性自認など多義的であることを提示するようになってきた。医学・医療の見地からは、広義のインターセックスの出現率を約2%と推定するなど、一般的な認識とは異なりかなりの率に上ることを示している。スポーツ界においても、インターセックスの選手が性別確認検査によって排除されたり、検査が廃止された後も性別疑惑を持たれた選手への非人権的な対応など、性別に関する問題が後を絶たない。

本シンポジウムでは、まず、医学・医療の立場から性別に関する科学的知見とともに、スポーツ界の性別に対する認識と姿勢、課題について提示する。次に、スポーツ社会学の立場から、スポーツが男女に二分化され階層化される身体を前提にしていると同時に、それ故に二元化し得ない性への対処に迫られるシステムであることに言及する。スポーツ心理学の立場から、この研究領域がこれまで性差を生み出す科学として機能し、今なお多様な人間存在への関心が貧困である状況について国内外の研究動向から提示する。

シンポジウムでは、3者による発表の後、ジェンダー心理学を専門とする福富護氏にディスカッサントとして議論の焦点化を要請すると共に参加者からの意見も求め、性別二元論のもとに発展してきたスポーツが人の多様性を尊重し、多義的な性の受容をどのように組み入れることができるのかについて議論を深める。

シンポジウム

性分化疾患とスポーツ～何が問題か？

難波 聡 (埼玉医科大学 産科婦人科)

キーワード：性別検査、アンドロゲン不応症、性同一性障害

2009年にベルリン世界陸上女子800mで圧倒的な差をつけた優勝者に関して「性別疑惑」が持ち上がったことをきっかけに、スポーツにおける性別がしばしば議論されるようになった。

国際競技会における性別問題というのは古くて新しいテーマである。女子競技に男性が参加することは(体格、筋力に差が大きいために)フェアでないと見なされ、女子競技への参加者に対して従来から様々な方法で「性別検査」が行われてきた。しかし現在「性別検査」とはもはや全女性競技者を対象として一律に、スクリーニング的に行われることはない。そのような一律性別検査は1996年のアトランタ五輪を最後に五輪では行われていない。アトランタでは3387人の全女性競技者に対して行われた遺伝子検査においてY染色体を有すると判定された選手が8名いた。しかしそのうち7名がアンドロゲン不応症、1名が5 α 脱水素酵素欠乏症という先天的な性分化疾患であることが判明し、結局は全員が女性競技への参加を許されたという経緯がある。アンドロゲン不応症とは、遺伝的には男性型で精巣を有するにも関わらず、アンドロゲンに対する受容体遺伝子の先天的な変異などにより胎児期よりアンドロゲンが体内で十分働かず外見的には女性型に分化した状態である。不全型のアンドロゲン不応症といってアンドロゲン受容体が多少機能を発揮する場合には、体格・筋力が男性型となる利点を有することから国際レベルの女子選手でしばしば発見されてきた。こうして一律の性別検査は「意味がない」として行われなくなったが、「個別の」性別検査では現在でも「疑問を持たれた選手」に対して個別に行われることがある。例えばドーピング検査の際の女性係官による目視情報や、更衣室で他国の選手が確認した肉体的特徴などをきっかけとして、大会組織委員会が選手に対して精査を要求する権利を持つ。

実際に性別検査でクロと判定されるのは2つの場合がある。医学的に純粋な男性が「偽って」女性競技にまぎれこんでいる場合と、性分化疾患の場合である。メダルを剥奪されたり記録が抹消されたりするのは前者の「偽っていた」場合がほとんどであって、アトランタ五輪の例のように性分化疾患の場合には出場が認

められることが多い。ただアンドロゲン不応症の不全型では、次の国際競技会までに性腺除去手術を受けることが出場条件として選手に通知される場合がある。

そうした個別の性別検査の目的は、決してその選手の「社会的性」を決定するものではない。「女性競技への参加資格があるかどうかを決定する」ことのみが目的である。したがってある選手が仮に女性競技への参加を認められなかったとしても、その選手が社会的・心理的に女性として生きることを望むのならば決してそれを否定するものではない。性別問題とは単に「性染色体を調べてXYだったら男でアウト、XXなら女だからセーフ」というものではないのである。

GID (性同一性障害) も近年のトピックである。IOC (国際オリンピック委員会) の考え方では、MTF (もともと身体的男性) は、性別適合手術が済んで2年が経過して当該国の法律でも性別変更が認められており適切なホルモン療法がなされていれば、女性として競技参加可能となる。一方、FTM (もともと身体的女性) の場合は話が難しい。「男性性」を維持するために男性ホルモンの注射投与を連日のように行っている場合はドーピング違反との区別が困難なためである。当事者の年齢、性腺が摘除されているか、思春期発来後か、手術から何年経過したか、現在の男性ホルモン値などをもとに専門家委員会が個別に判定することになっている。

一方、性別適合手術を受ける前の思春期のMTFを本人の希望に従い女性として遇するという対応も学校教育の場で始まっている。その中には競技スポーツで活躍する希望を持った人もおり、「彼女ら」がジュニア女子競技で頭角を現してしまうことにはもちろん問題がある。日本の体育教育がジェンダー問題に関して保守的なことがかえって「女子競技者」の拡大に対して「歯止め」となっている現実が存在するといえよう。

シンポジウム

スポーツは性別二元論を超克するのか？

山口理恵子 (城西大学)

キーワード：性別二元論、アイデンティティ、パフォーマティヴィティ

性別二元論は、フェミニズムやジェンダー研究において、長年にわたり議論されてきたテーマである。本発表では、スポーツにおける性別二元論に関わるこれまでの流れを簡単に整理するとともに、いまだ性別二元論に回収されているスポーツ文脈を組上に載せ、スポーツの今後について考えていきたい。なおここでは、性別二元論を、「性のあり方を「女」か「男」の二つに限定して捉える考え方・見方」とし、またそのような二つの振り分けは、不均等な価値規範が伴うと定義しておく。

歴史家のトマス・ラカーが『セックスの発明』（工作舎、1998年）で指摘したように、女／男を区別する2セックス・モデル（いわゆる性別二元論）は、たかだか18世紀以降に誕生した概念であり、次代再生産をとまう生殖する性愛のみを正当化する近代の産物である。同じく近代の産物である今日の競技スポーツも、女／男に二分化され階層化される身体を前提とする。

「女性競技」に、「男性競技」よりも少ないセット数や短い距離を設定し、それを根拠に女／男の賞金格差を正当化してきたのは、スポーツにおける性別二元論の好例であろう。また女の次代再生産機能への憂慮から禁止種目を設定したり、「より速く、より高く、より強く」機能する身体的価値とは異なる基準で競われる種目が、女だけに限定して設定されていることも同様である。

賞金格差や女性の周縁化・領域化は、女の次代再生産の身体を根拠とするものであるが、これらに対する異議申し立てをおこなうたびに、しばしば「では、女と男と一緒に競技をすればいいのか」という二者択一のお馴染みの問いが繰り返されてきた。しかしその問いへの応答は、女／男の二元的振り分けを不問にしながら、不均等な処遇改善の要求という主張にとどまってきた。

女／男の二元的区分は偶発的かつ恣意的であり、異性愛主義を再生産する権力をはらんでいること、「女」（あるいは「男」）というアイデンティティも、特定の歴史や必要に応じて構成されてきたものだとする、構築主義を基盤とするジェンダー概念の登場は、性を二つに分けるスポーツの先験的な設定そのものを問うこ

とを可能にした。つまり、人は生まれた瞬間から、性器の形状によって「女」か「男」に振り分けられ、性別化された名前と呼ばれかけられ、首尾一貫した「女」もしくは「男」が自然であるかのように、言語を通じて繰り返し意味づけられる。J.バトラーはパフォーマティヴィティという概念でこのことを説明し、言語による反復は指示対象をずらす可能性を秘めているとした。スポーツの世界はすでにこれを証明している。

性別判定検査は、「女性種目に男が交じることの不当性」を理由に、女の身体のみを検査の対象としてきた。しかし、女／男の身体区分をおこなうために導入されてきた性別判定検査は、「女」の本質が外性器によって決定されるのか、内性器なのか、ホルモンなのか、遺伝子なのか、社会的なものなのか、その基準を設定することがますます困難になる歴史をたどってきた。またその基準設定も、医療化された言説によって説明されるものであり、パフォーマティブな反復行為といえる。つまりスポーツは、医学や生理学言説とともに、女／男の二元的な差が「起源」として存在するかのよう映しだす強固なシステムであり、同時に、二元化し得ない性と何度も遭遇する契機をはらんできたと言える。

2004年に国際オリンピック委員会（IOC）は、「人権尊重」を謳い、「性同一性障害」のアスリートへ五輪出場の門戸を開いた。しかしこの規定は、人権に配慮した包摂的な規定のようでありながら、「性同一性障害」を限定的に捉え、医学的かつ法的な枠組みの「女」もしくは「男」になることを条件とするものであった。結局のところ、この規程は性別二元論を超えていないどころか、女／男の身体的区分の再生産や、「女」、「男」および「性同一性障害」というカテゴリーの再構築を強化している。

スポーツにおける性別二元論は、果たして切り崩すことは可能なのか。「女」のアイデンティティを保持したままのスポーツにおける処遇改善要求と、構築主義のアプローチの存立をどのように考えていったらいいのか。シンポジウムでは、これらの点について議論を深めていきたい。

シンポジウム

国内外のスポーツにおける“性差認識”と課題

荒木香織 (兵庫県立大学)

キーワード: スポーツ心理学、研究方法、フェミニズム

日本のスポーツ心理学の定義は「多様な目的や広範囲な年齢を対象にした運動・スポーツの基礎的・応用的研究を通して、その諸現象や効用性を心理学的に分析し、運動・スポーツの実践や指導法に科学的知識を与えるスポーツ科学及び応用心理学の一分野である」(徳永、2004)とされ、「広範囲な年齢」のみが対象者やその行動の多様性を示す要素である。同様に、スポーツ心理学に関する代表的な著書においても、多様性に関する、特にジェンダーへの関心の薄さを見ることが出来る。2004年に出版された「最新スポーツ心理学: その軌跡と展望」(日本スポーツ心理学会編)にはジェンダーについては全く触れられておらず、また男性筆者24名に対し、女性筆者は0名であった。はじめて、女性やジェンダーについて触れられたスポーツ心理学の書籍「教養としてのスポーツ心理学」(編者徳永幹雄)は2005年に出版された。執筆者は男性34名と女性5名であった。全205ページのうち「女性スポーツ選手の心理的特性と問題」「スポーツにおけるジェンダー論」として4ページが割り当てられた。「女性」や「ジェンダー」といった内容がスポーツ心理学において注目され始めたことは大きな進展ではあるが、多くの課題が残されている。

研究においては、男女の大学生やアスリートを「被験者」とし、男女差について統計処理する程度である。さらに、ジェンダーを含め、ダイバーシティに関する研究もほとんど存在しない。スポーツ心理学の発展のため、男性研究者の視点からの研究だけでなく(理論・質問紙を含む)、女性研究者が女性の経験を反映できるような研究を進めていくこと、また全ての研究者が全ての人々を対象者・参加者として研究をすすめていくべきであるとする(Gill, 1995)。

国外においては、1990年にDudaとAllisonがスポーツ心理学におけるダイバーシティへの関心について示唆した。人種や民族について触れている研究は4%に満たないことや、対象者の属性さえも報告されていないことを問題視した(当時、研究の対象者は大学に通うことが経済的に可能である中流以上の家庭から来ている白人男性がほとんどであった)。その後、Kamphoff, Araki, & Gill (2004)は1986年から2003年までのAssociation for Applied Sport Psychology

(国際応用スポーツ心理学会)の抄録を分析した。結果、性差の検証は減少しているものの、ダイバーシティに関する研究は全体の10.5%にとどまることから、ダイバーシティへのさらなる理解を求めた。これに平行し、国外におけるスポーツ心理学においては人種・民族・性的指向に関係した研究方法や尺度の妥当性を唱える研究、hegemonic femininity(異性愛者の女性らしさ)に挑戦する研究、ホモフォビアに関する研究、フェミニストセオリーを軸とした研究などいろいろな側面からダイバーシティを理解しようとする動きが2000年以降盛んに見られる。

フェミニズムセオリーにより、ジェンダーを社会、政治、文化的にどのように位置づけるかを(いかにヒエラルキーから逃れることができないかを含め)理解することができる(Sandoval, 2000)。一般的に理想的であると考えられる女性、男性、セクシュアリティ、家族、社会の在り方と、スポーツにおける「女性らしさ」や「男性らしさ」は、並走していると考えられる。スポーツ心理学者として、研究にフェミニズムアプローチを取り入れ、ジェンダーイデオロギー・ジェンダーステレオタイプについて認識し、研究結果をもとに現状の変化をめざし挑戦していくことが求められている(Greenleaf & Collins, 2001)。

女性の経験が男性の経験とは異なることやどのように異なるかに目を向けることにより、スポーツ心理学の知識への貢献につながると考える。その方法のひとつとしてパラダイムシフト(Kuhn, 1970など)に示されるように、量的研究により心理的要因を変数として扱い数値化するだけでなく、質的研究を取り入れることにより人々の言葉を通して経験を捉えていく必要性があるとする。とくに、現象学的アプローチはスポーツ・運動の場面に関わる全ての人たちの経験を捉えるために有効な方法であるとする。

しかしこれは、フェミニズムを取り入れて研究をすることを強要することではない。それぞれが何らかの方法でスポーツ心理学の学問領域を広げる挑戦をしていくべきではないかと提案するまでである。

ラウンドテーブル I

スポーツにおける性の多様性と未来

学校教育とセクシュアル・マイノリティ

コーディネーター 藤山 新 (東洋大学現代社会総合研究所)

キーワード: セクシュアル・マイノリティ、学校、教育、体育、スポーツ

1.本セッションの目的

近年、セクシュアル・マイノリティと呼ばれる多様な性のあり方に対する認識が広まり、当事者の体験も広く伝えられるようになりつつある。しかし、学校という場においては、現場担当者が活用できるリソースが少なく、対応には困難が伴いがちであるとともに、当事者も困難に直面しているという現状にあることは否めない。わけても、体育やスポーツに関わる教育の現場においては、身体が深く関与する場であるだけに、いっそうの困難があると考えられる。

本セッションでは、学校教育とセクシュアル・マイノリティとの関係について、その現状を把握し、現場としてどのように対応することが望ましいのか、その基本的な姿勢を共有し、具体的な方策を検討する場を提供したい。

大きな目的は、以下の3つにまとめられる。

- 1) 学校という場におけるセクシュアル・マイノリティの存在について、統計的には1クラスに1人くらいはいるという認識を共有する。
- 2) 教育に携わる者として、どのように認識すべきか、その基本的な姿勢を共有する。セクシュアル・マイノリティの存在を隠蔽したり、排除したりするようなことがあってはならないことを確認する。
- 3) 教育に携わる者として、どのように対応すべきか、参加者同士で議論し、考える。その結果を共有する。

2.進行方法

本セッションは、以下のように進行を予定している。

1) 趣旨説明および視点の概観

ここでは、本セッションでの「セクシュアル・マイノリティ」の定義を確認する。基本的には、ベアード (2005,p. 7) が示した見解と同様に、同性愛や両性愛、無性愛などのように性指向のレベルにおける現象、いわゆる性同一性障害のように、性自認と生物学的性別のレベルにおける現象、インターセックスのように生物学的性別のレベルにおける現

象など、性別二元論および異性愛主義を標準とし、その認識から逸脱する現象を意味する。また、性別二元論、および異性愛主義は絶対的な規範ではなく、あくまでも性別二元論に合致し、異性愛主義ののつとった性指向を持つ人が相対的に多く存在し、それゆえに「マジョリティ」と「マイノリティ」が峻別されているに過ぎないという点も、確認する必要があると考える。

2) 話題提供1 当事者が語る、日本におけるトランスジェンダーの今

杉山文野氏 (フェンシング元日本代表選手) に、特に学校という場におけるスポーツ体験を語っていただき、セクシュアル・マイノリティ当事者が体験する困難や喜び、学校や社会に対する要望を共有する。

3) 話題提供2 海外で先駆的に取り組まれた、性的マイノリティに関するガイドラインの一例「トランスジェンダー学生選手のためのガイドライン」の紹介

学校生活において、トランスジェンダーのアスリートが学校生活や競技生活に参加するための環境整備について、井谷聡子氏 (トロント大学) に海外の先駆的な事例として「トランスジェンダー学生選手のためのガイドライン」を紹介していただく。

4) グループワーク

トランスジェンダー学生選手が日本の学校生活や競技活動で直面しうるさまざまな障壁や、多様な性のあり方を学校が受け入れるための具体的な方策、学校や競技会主催者、指導者、保護者、仲間、当事者はどのようなことを理解し、共有していくべきかなど、いくつかのテーマについて、5グループ程度に分かれてのディスカッションを行い、当初の目的に沿って議論を行う。

5) 意見の共有

各グループの結果を報告しあい、全体として共有し、全体会での報告につなげる。

文献

ヴァネッサ・ベアード (2005) 性的マイノリティの基礎知識 作品社:東京。

ラウンドテーブル I

当事者が語る、日本におけるトランスジェンダーの今

杉山文野 (フェンシング元日本代表)

キーワード: セクシュアル・マイノリティ、学生選手、教育、体育、スポーツ

1. スポーツを通じての経験

私がフェンシングを始めたのは、小学校5年生のころだ。剣道をやっていたこともあるが、女性には赤胴に白袴という決まりがあり、それはあまり心地よいものではなかった。そんな私にとっては、フェンシングでは男女でユニフォームの違いがないという点も、ひとつの魅力になったと言えよう。とはいえ、代表チームや大学のチームなどで揃いのTシャツを着るケースが少なからずあったが、この場合は白地のTシャツであることが多く、下着の線が透けて見えてしまうこともあり、この点は好ましくは感じられなかった。

また、高校2年生のときに神奈川県強化選手に選ばれ、代表の練習に参加していたが、その際に練習場となっていたのが有名な男子校であった。男性ばかりの環境の中に、女子高のセーラー服で通うというシチュエーションには、気の重いものがあった。

セクシュアル・マイノリティ、特に私のようなGIDのスポーツ選手がセクシュアルマイノリティでない選手と異なる点は、競技からの引退に対する意識ではないだろうか。もちろん、誰でもいつかは競技をやめるべきときが来るだろうし、それからの人生の方が長いことはいうまでもない。しかし私の場合は、それからの人生において男性として生きるために、性別適合のための手術やホルモン治療を受ける必要があり、それらの手術や治療を選手としてのキャリアと両立させることはきわめて困難である。私の場合、そうした手術や治療を始めるタイミングと、競技をいつやめるかということは、切り離しては考えられない問題であり、どこかで常に「引退」ということが頭にあった。

スポーツをやっていて良かったと思うことは、心身を鍛えられたことだと感じている。特に、負けから学んだことは大きかった。試合で負けることは、短期的な視点で見れば残念なことだが、それを糧に反省し、練習に励めば、敗戦をきっかけに自らの技術を向上させることもできるし、真摯に競技に取り組むきっかけにもなりうる。逆に、勝っても天狗になれば、長期的視点で見れば選手としての成長を止め、良くない結果につながってしまうこともあるだ

ろう。結局、敗戦という事実をどう捉え、どう生かすかは自分しだいであることに思い至った。このことは、自身が女性として生まれ、悩んでいるという状況を考える上で大きな力になった。「なぜ女性に生まれたんだ」と思い悩んでも、それは変えられないことなのだから、それを現実として受け止めたうえで、いま自分に何ができるのか、どうすべきなのかを考え、行動することができるようになったのは、スポーツを通してこうした考え方が身についたからだと考えている。

また、体育会の男尊女卑的な風潮は好ましいとは思えなかったが、競技そのものに関しては、性別やセクシュアリティではなく、選手としての実力で評価されるのがスポーツの世界だ。その点はスポーツの良さだと感じている。

2. 学校に求めること

私がセクシュアル・マイノリティの当事者として、学校に求めたいことは、例えば更衣室やトイレの整備などといった物理的な環境の整備よりも、教員がセクシュアル・マイノリティについての知識を持ち、相談先や資料などの情報を提供できるようにしてほしいということだ。

学校にも社会にも多様な人がおり、セクシュアル・マイノリティも多様な人々の中の一人に過ぎない。そうである以上、セクシュアル・マイノリティに対する学校の対応は、「こうすればよい」というようにマニュアル化できるようなものではなく、ケースバイケースでの対応が必要となると考える。統計的な数字や、メディアからの情報などで、セクシュアル・マイノリティの当事者がいることそのものは想像に難くない時代になったが、多くの現場では、相談を受けた先生が、それからいろいろ調べてみるというように、まだ自らに関わりがあることという認識が欠けているように思われる。そのためにも、知識や情報は重要だと考える。

だが、一人の教員がすべてを解決することはできないし、そこまで求めることは現実的ではない。必要なのは、相談してきた当事者に、信頼できる情報を提供している場所や相談先を提示できるような体制を整えることだと考える。

ラウンドテーブル I

海外で先駆的に取り組まれたガイドラインの一例

レポート “On the Team: Equal Opportunity for Transgender Student Athletes” から

井谷聡子 (トロント大学 オンタリオ研究所)

キーワード: トランスジェンダー、学生選手、ガイドライン、教育、スポーツ

The National Center for Lesbian Rights Sports Project と the Women's Sports Foundation のイニシアティブによって 2009 年 10 月に On the Team: Equal Opportunity for Transgender Student Athletes というリポートが作成された。トランスジェンダーの学生選手の参加をサポートするためのモデルとなるガイドライン、ポリシー、行動指針が示されたのは世界的にも初めてのことであり、よりインクルーシブなスポーツ環境を作っていくための重要なステップとなった。本発表では具体的にその内容全てを紹介、解説することはできないが、その基本理念と主要なガイドラインの項目について紹介、検討してみたい。

ただし、トランスジェンダーの選手たちの置かれているスポーツ、学校環境はもとより、人々のトランスジェンダーへの認識や理解、人権保護のための法整備、医療的サポート体制は社会、国ごとに大きく異なる。それ故にこのレポートをそのまま日本に適用することは難しく、不適切な場合もありうる。しかし、学校スポーツは教育の重要な一部であり、トランスジェンダーの学生たちもそのアイデンティティを尊重され、スポーツにフルに参加する権利を持つという基本理念、そしてそのための具体的な取り組み、ポリシー例などは、これから日本が独自の取り組みをしていく中で有用、重要なものとなるだろう。

本レポートの作成に当たっては、トランスジェンダーの人権活動家や選手、スポーツ組織の代表に加え、法律、医療など多方面から専門家を集めたシンクタンクが設置された。そこで基本理念から具体的な行動指針まで幅広い検討がなされ、50 ページを越えるレポートは大変充実したものになっている。

レポートは高校生、大学生の選手を対象にしており、そのガイドラインは具体的に高校生、大学生、女子、男子、男女混合種目、さらにホルモン治療、性別適合手術のステータスなど選手の具体的な状況に合わせて参加基準を示している。さらにトランスジェンダーの選手のインクルージョンに向けた施設の整備、言葉 (名前や代名詞)、ドレスコード、

チームのユニフォームについても具体的なガイドラインを示している。スタッフ、教員、選手、メディア関係者にトランスジェンダーについての教育機会を設けること、差別にあった選手が差別を訴え出ることのできる環境を作ること、それに対する報復を受けないことなどを明確なポリシーとすることも言及されている。

このように選手が実際に直面しうる様々な問題について細かな具体的なガイドラインを示すことで、それを採用する学校や競技団体は環境整備により取り組みやすくなるだろう。また選手自身が自己の身体、アイデンティティ、人生について、ホルモン投与や手術、カムアウトなど非常に重要な決定をする際にも重要な情報となるだろう。さらに自分に居場所や楽しみあるいは生きがいを与えてくれるスポーツを犠牲にする必要がないと知ること、トランスジェンダーとして生きることとスポーツ参加、平等に教育を受ける権利は相容れる、保障されるべきものだということ、トランスジェンダーとしてのアイデンティティとポジティブに向き合っていくための一助になるのではないかと。

またトランスジェンダーの選手がスポーツへの参加を求めた後に学校やクラブ、スポーツ組織が動くのではなく、受け入れ側が率先して選手から具体的なニーズが表明される前に環境整備を整えるべきだと主張している点は重要である。トランスジェンダーの選手を迎え入れる環境をまず示すことで、これまでニーズを表に出すことの出来なかった選手たち学生たちが、それをより積極的に表明できるようにすることもインクルーシブな環境を作るうえで不可欠である。

杉山文野さんの話にもあるように、現在、多くのトランスジェンダーの選手たちがトランジションするか競技を続けるかの二者択一を迫られる状況にある。教育目的に沿ったインクルーシブなガイドラインを設け、選手たちがこの理不尽な選択を迫られることのない環境を整備することは、教育理念と人権という観点から見ても急務である。

ラウンドテーブルⅡ

組織におけるジェンダー平等

ポジティブ・アクション再考

コーディネーター 飯田貴子（帝塚山学院大学）

キーワード：スポーツ組織 男女共同参画基本法 スポーツ基本法 数値目標 ポジティブ・アクション

趣旨説明

男女共同参画社会基本法が施行されて11年、その間、1次・2次と基本計画もだされ、いずれにおいてもジェンダー平等を推進するために、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に取り組むことが奨励されている。

平成22年12月に閣議決定された「第3次男女共同参画基本計画」では、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標の達成に向けて、取組の強化・加速が不可欠である。クォータ制（割当制）やインセンティブ付与、ゴール・アンド・タイムテーブル方式など多種多様な手段のうち、分野や実施主体の特性に応じて、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進する。」と記載されている。

日本スポーツとジェンダー学会では、この問題に早くから取り組んできた。第4回大会（2005）のワークショップでは「スポーツ組織における意思決定とアフーマティブ・アクション」のタイトルで、建石真公子氏と田中良子氏に話題提供をして頂いた。コーディネーターの田原淳子氏はまとめにおいて、意思決定機関に女性が入るメリットについて確認することはできたが、アフーマティブ・アクション導入の是非についての議論は今後の課題であるとしている。さらに、本学会では、この議論に不可欠な資料として「スポーツ・ジェンダー データブック2010」を刊行した。これによると、競技・生涯スポーツ、リーダーシップ、教育、研究、メディア等、あらゆる領域において、ジェンダー平等は遅々として進んでいないのが現状である。

男女共同参画社会基本法とほぼ並行して策定されたスポーツ振興基本計画（平成12年）は、約10年の歳月を経て、「スポーツ立国戦略」（平成22年）として策定された。おりしもこの5月31日は、これを踏まえた「スポーツ基本法案」が国会に提出され、成立される見通しである。法案には、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」と明記され、ユネスコの体育・スポーツ国際憲章で定められている「スポーツ権」の確立を謳っている。しかし、

「スポーツ立国戦略」を概観すると、ジェンダー視点が欠如しているようにみえる。なぜなら、重点戦略の1つ「スポーツ界における透明性や公平・公正性の向上」において、ドーピングの防止は取り上げられているが、セクシュアル・ハラスメントは言及されていない。地域・学校・トップアスリートに対する「環境整備」においても同様である。日本スポーツとジェンダー学会会員による広範な調査研究は、女子大生や女性選手の半数以上がスポーツの場において何らかのセクシュアル・ハラスメントを受けていることを明らかにしているし、IOCは統一声明「スポーツにおけるセクシュアル・ハラスメントと性的虐待」（2007）をだし、防止に取り組んでいる。

さらに、「スポーツ立国戦略」では「女性の団体役員等への積極的な登用」を記載しているが、数値目標は掲げていない。策定までのヒヤリング調査においてもジェンダー平等の配慮が見られない。ジェンダー視点は男女共同参画局（内閣府）だけに留まらず、あらゆる政策にも導入されるべきであろう。

また、平成22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果（文科省）によると、女子の運動習慣は男子に比べ極めて貧弱であり、小5で24.2%、中2で31.1%もの子どもが殆ど運動をしていないと言う。しかし、この現実がどれほど深刻に受け止められているだろうか。

以上のような現状を顧みれば、スポーツにおけるあらゆる組織のジェンダー平等促進が急務であることは明らかである。ポジティブ・アクション再考の背景は、まさにここにある。

ラウンドテーブルの進行

まず、ポジティブ・アクションの法的根拠を中心に海外の事例を踏まえて理論的考察をしていただき、次に、企業におけるポジティブ・アクションの取り組みについて紹介していただく。その後、グループに分かれて、日本のスポーツ組織においてポジティブ・アクションを応用していく場合の具体策や問題点について議論をする。最後は全体で、洗い出された課題を乗り越えていくための方策を講師の方々とともに探っていく、まとめとしたい。

ラウンドテーブルⅡ

スポーツ組織における平等の達成とポジティブ・アクション

参加・パフォーマンス・政策

建石真公子（法政大学）

キーワード：ポジティブ・アクション、平等原則、スポーツ組織、管理職、女性

スポーツ組織において、なぜ女性の参加を増やすことが必要なのだろうか。そのためにポジティブ・アクションを採用することは効果があるのだろうか。

スポーツの実践やスポーツ教育における女性や少女の参加の問題は、スポーツにおける両性の平等の問題として常に語られてきた¹。参加の機会、社会における女性の地位を反映するが、しかし組織の管理職における両性の平等は、組織の決定に加わり「主体」として関わることを可能とし、また参加する全ての女性の立場を代表するという意味で、民主的な組織運営には欠かせない。そのような重要性を持つ管理職における平等は、しかし、現状のままではなかなか達成されない。それでは、管理職に女性枠を設ける、いわゆるポジティブ・アクションを実施するか。

フランスのナショナルオリンピック委員会会長は、委員会の各責任者を「クォータ制（割当制）で選出すること」を拒否した。“それは我々の哲学ではない”から²。彼は、重要なポストへのアクセス方法を新設することを選び、女性たちも、“自分の能力によって選出されたい”と望む。ここに、参加に関する「ポジティブ・アクション」特有の問題が示されている。

平等原則とポジティブ・アクションは、伝統的な人権論では基本的に異なった論理として理解されている。平等原則とは、まず等しい者の間では絶対的に等しく扱わなければならないことを意味し、したがって、異なる状況にある人に対して異なる扱いをすることは、平等原則には反しない。これは相対的平等であり、ポジティブ・アクション（積極的措置）ではない。平等原則は、自由と並び近代的人権として最も重要であるが、同時に、近代国家は平等な市民の意思を基盤として形成されるという構図で成立しているため、人権のみならず近代国家そのものを正当化する原則でもある。

これに対し、ポジティブ・アクションは、不利な状況にあるとみなされるカテゴリーの人々に対して、平

等の促進を目的とした優遇措置—すなわち不平等な政策を実施することを指す。したがって、理論的には、平等原則に違反することになる。

しかしポジティブ・アクションは、アメリカのみでなくヨーロッパ諸国の政策に組み込まれつつあるが、その場合、平等原則違反とならないように一定の要件が課されている。たとえば、ベルギーの憲法裁判所は、ポジティブ・アクションが差別とみなされないための4つの要件として、第1に、明らかに不公平な状況に対する解決策であること、第2に、立法者は、ポジティブ・アクション政策をとるためには、当該グループ間の不均衡を修正する必要性を示さなければならない、第3に、政策は期限付きのもので、目的が達成された場合には廃止される、第4に、差別を修正するための政策は、その必要とされる限度を超えてはならない、というものである。この要件に当てはまらない場合は、その政策は差別に該当し、違憲となる。

このようなポジティブ・アクションは、一般的に社会経済的に不利な状況にあるグループ（たとえば単親家庭）の救済には効果を認められるが、性別や人種のような生来的な特徴によってアイデンティフィケーションされるグループに対しては、差別の「標的」として分離してしまう恐れがある。また「能力によって選出されたのではない」という認識は、個人と民主主義にとって危険であり、それを肯定する大きな社会運動が必要となる。民主社会にとって社会の多くが要請するポジティブ・アクションであることが重要なのである。

2004年にフランスの元老院主催の「両性の混在は危機に瀕しているか？」という会議で「スポーツにおける管理職」の問題に関して、青年・スポーツ省（2004年当時）「女性とスポーツ」ワーキンググループ代表は女性の割合を増やすため同省が、スポーツ連盟に対して「均衡性原則」、すなわち2008年までに女性の管理職の割合を登録メンバーの割合とすることを定めた省令を出した（2004年1月7日）ことを紹介した³。このような政府主導のポジティブ・アクションを支えるのは、性差別に反対する多くの市民の存在である。

¹ 例えばIOCは1995年、スポーツ組織への女性の参加を検討するワーキンググループ「Group de travail sur le sport féminin」を設置し活動している。

² Le monde, 2011, 4, 19. Femmes et Sport: face confiance ou se battre?.

³ Rapport d'information, Sénat, No. 448.

ラウンドテーブルⅡ

多様な人材を活かす組織マネジメント

ダイバーシティ・マネジメントからポジティブ・アクションを考える

木谷 宏（麗澤大学経済学部）

キーワード：ダイバーシティ・マネジメント、CSR、プロフェッショナル、ワーク・ライフ・バランス

企業における女性活躍推進策にポジティブ・アクションがある。これは「男女雇用格差是正措置」を意味し、厚生労働省は「固定的な性別による男女の役割分担意識や過去の経緯から、営業職に女性はほとんどいない、課長以上の管理職は男性が大半を占めている等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組」と定義する。ポジティブ・アクションの目的は、①女性社員の活躍、②女性社員の就業継続、③女性社員の職域拡大、④優秀な女性社員の採用・育成であり、女性社員を中心とした人材の能力がフルに発揮されることが、企業にとって大きなプラスとなることを強調している。

ポジティブ・アクションが導入された背景には、1986年の男女雇用機会均等法の施行がある。これは事業主に対して教育訓練、福利厚生、定年、退職、解雇についての女性差別を禁止する法律であったが、1999年に改正され、募集・採用、配置・昇進に関する差別も禁止された。その際に初めてポジティブ・アクションという言葉と規定が盛り込まれ、日本における男女均等処遇は大きく前進したと言われている。さらに2006年の改正では、間接差別の禁止により、転居を伴う転勤を採用や昇進の条件としてはならないとされた。女性就労に関する表面的な障害は、一応取り除かれたと言って良いだろう。

次に具体的な施策を概観したい。総合職を中心とした女性社員の採用拡大は、ポジティブ・アクションにおいて有効な施策である。企業を単に営利的な存在でなく、社会的責任（CSR）を遂行する社会機関と位置づけるのであれば、企業が社会の縮図として多様な人材を適切な割合で擁することはごく自然である。既に日本全体の女性労働者の比率が43%を上回っていることを認識した上で、自社の女性社員比率を様々な社員区分（正社員・非正規社員、総合職・一般職、一般社員・管理職、事業別、職種別、年齢別など）によって分析を行い、短期・中期・長期の目標を掲げる。

組織全体で女性の活躍を推進し、企業風土と業績を改善するには、絶対数に加えて彼女らが組織内に遍く配置されることが不可欠となる。女性の職域拡大とは、

組織内での女性の偏在を是正する措置に他ならない。具体的には二つの施策が考えられる。「総合職女性社員の拡大」と「職種における偏りの是正」である。総合職として働く魅力を担保するには、職場環境の改善、つまり働き方の見直しが不可欠となる。ある企業が総合職転換制度を実施したが応募者がほとんどおらず、人事担当者が女性社員にヒヤリングを行った結果、「総合職のように24時間働きたくない」「全国転勤はしたくない」という声が圧倒的だったという。転換制度そのものよりも総合職の働き方に問題があったわけであり、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）施策が、ポジティブ・アクションを機能させるための前提条件となることがわかる。

女性管理職を増加させるには、社内登用と社外調達の二つの方法がある。社内登用が大切であることは言うまでもないが、登用するまでの育成に時間がかかる場合には、外部から有能な女性管理職を中途採用し、重要な職務を任せて職場や全社の風土にインパクトを与えることも有効である。勤続年数の伸長と職場環境・風土の改善の取り組みは、ファミリーフレンドリー施策と男女均等処遇に他ならない。さらに別の言い方をすれば、ワーク・ライフ・バランスの取組みを全社的に推進し、プロフェッショナル人材の育成と性別や年齢に拘らない公正な評価・処遇制度を実践することである。つまり、どんなに女性社員の数が増え、職域が拡大し、管理職が増加しようとも、仕事と生活の調和が困難だったり、能力開発支援やフェアな処遇が行われなければ、彼女たちは職場を去っていくか活躍を諦めるしかなくなるのである。

企業を取り巻く環境が激しく変化する今日においては、女性のみならず、高齢者、外国人、非正規社員、障害者など、様々な従業員の活躍が不可欠である。つまりダイバーシティ・マネジメント（多様性のマネジメント）は喫緊の課題であり、女性の活躍推進を目的とするポジティブ・アクションは、その施策の一つとして位置づけられねばならない。さらには企業の社会的責任（CSR）やワーク・ライフ・バランスとも緊密に関係している。導入から10年が経ったポジティブ・アクションは、次なるステージを迎えたのである。

基調報告

井谷 恵子（いたに・けいこ）

京都教育大学教授、博士（学校教育学）

専門分野：体育科教育学、スポーツ・ジェンダー研究

主な著書・研究業績：

『スポーツ・ジェンダー学への招待』共編著、明石書店(2004)

『ジェンダーで考える教育の現在（いま）』共著、解放出版社（2008）

『スポーツ・ジェンダー：データブック 2010』編著、日本スポーツとジェンダー学会（2010）

社会的活動：日本スポーツとジェンダー学会会長、日本体育科教育学会理事

来田 享子（らいた・きょうこ）

中京大学スポーツ科学部教授、博士（体育学）

専門分野：体育・スポーツ史、スポーツとジェンダー研究

主な著書・研究業績：

『スポーツ・ジェンダー学への招待』（飯田貴子・井谷恵子編、共著）明石書店（2004）

『今奏でよう、身体の新フォニー』（三井悦子・池田恵子編、共著）叢文社（2007）

『スポーツ・ジェンダー：データブック 2010』編著、日本スポーツとジェンダー学会（2010）

『越境するジェンダー研究』（財）東海ジェンダー研究所記念論集編集委員会編、共著）明石書店（2010）

「1920-30年代のオリンピック・ムーブメントにおける性差の意味と価値づけを探る」体育史研究第24号（2007）、pp.69-84.

「スポーツと「性別」の境界ーオリンピックにおける性カテゴリーの扱いー」スポーツ社会学研究 18-2（2010）：23-38.

社会的活動：日本スポーツとジェンダー学会理事長、日本体育学会体育史専門分科会理事、NPO 法人日本オリンピック・アカデミー理事

田原 淳子（たはら・じゅんこ）

国士舘大学体育学部教授、博士（体育学）

専門分野：体育・スポーツ史、スポーツとジェンダー研究

主な著書：

『体育・スポーツ史概論（改訂2版）』（木村吉次編著、共著）市村出版（2010）

『スポーツ教養入門』（高峰修編、共著）岩波書店（2010）

『ポケット版 オリンピック事典』（日本オリンピック・アカデミー編、共著）楽（2008）

『教養としての体育原理』（友添秀則・岡出美則編、共著）大修館書店（2005）

『スポーツ・ジェンダー学への招待』（飯田貴子・井谷恵子編、共著）明石書店（2004）

社会的活動：日本スポーツとジェンダー学会理事、日本体育・スポーツ哲学会理事、日本学術会議連携会員、アジア運動・スポーツ科学会議（Asian Council of Exercise and Sport Sciences）理事、国際ピエール・ド・クーベルタン委員会（International Pierre de Coubertin Committee）理事

高峰 修（たかみね・おさむ）

明治大学政治経済学部准教授、博士（体育学）

専門分野：スポーツ社会学、スポーツとジェンダー研究

主な著書・研究業績：

『スポーツ教養入門』（高峰修編、共著）岩波書店（2010）

『スポーツ・ジェンダー学への招待』（飯田貴子・井谷恵子編、共著）明石書店（2004）

「日本のスポーツ環境における大学生のセクシュアル・ハラスメント認識に及ぼす要因の影響ー性別に着目してー」スポーツとジェンダー研究 9（2011）：33-41.

「女子大学生がスポーツ環境において経験するセクシュアル・ハラスメントの特性と構造ー体育界とスポーツ系サークルの比較ー」スポーツとジェンダー研究 7（2009）：16-28.

社会的活動：日本スポーツとジェンダー学会理事、日本スポーツ社会学会理事

水野 英莉（みずの・えり）

岐阜医療科学大学保健科学部講師、博士（文学）

専門分野：社会学、文化研究、ジェンダー論

主な著書・研究業績：

「ライフスタイル・スポーツとジェンダーー日本・アメリカ・オーストラリアにおけるサーフィン選手の経験と女性間の差異」スポーツとジェンダー研究 8（2010）：4-17.

社会的活動：日本スポーツとジェンダー学会理事

木村 華織（きむら・かおり）

中京大学大学院体育学研究科博士課程

専門分野：スポーツ社会学

主な著書・研究業績：

『スポーツ・ジェンダー：データブック 2010』編著、日本スポーツとジェンダー学会（2010）

「女性トップ・アスリートの競技継続のための社会的条件に関する研究-1960年～1990年代に活躍した選手の結婚・出産・育児というライフイベントに着目して-」、スポーツとジェンダー研究 8（2010）：48 - 62、2010

社会的活動：日本スポーツとジェンダー学会幹事

Keynote Lecture／基調講演

Prof. Dr. Gudrun Doll-Tepper (*5 October 1947)

Prof. Dr. Gudrun Doll-Tepper is professor of sport science at the Freie Universität Berlin, Germany. She has authored and co-authored over 350 publications in sport science, sport pedagogy, and adapted physical activity and sport for persons with a disability. Dr. Doll-Tepper is former President of the International Council of Sport Science and Physical Education (ICSSPE), a world organisation of currently more than 300 national and international organisations and institutions of sport, sport science and physical education. She is the former President of the International Federation of Adapted Physical Activity (IFAPA), and the former Chairperson of the International Paralympic Committee Sport Science Committee (IPCSSC). Dr. Doll-Tepper is an Invited Fellow of the European College of Sport Science (ECSS). Since 2006 she is Vice-President of the German Olympic Sport Confederation and since 2007 she is Chairperson of the German Olympic Academy Willi Daume. In 2005 she received a doctor of laws honoris causa from the Memorial University of Newfoundland and in 2008 from the Katholieke Universiteit Leuven (Belgium). She was awarded with several prestigious international and national awards, including the FIEP Gold Cross of Honor of Physical Education, the Jürgen Palm Award and the Paralympic Order of the International Paralympic Committee (IPC).

ベルリン自由大学（ドイツ）教授（スポーツ科学）。スポーツ科学、スポーツ教育学、障がいを持つ人々のための身体活動やスポーツに関する著書・共著書は 350 以上にのぼる。300 を超える国内・国際レベルのスポーツ・スポーツ科学・体育の関係組織による世界的組織である「国際体育・スポーツ評議会（略称 ICSSPE）」前会長、国際障がい者アダプティッド身体活動連盟^{※1}（略称 IFAPA）前会長、国際パラリンピック委員会スポーツ科学委員会前委員長（略称 IPCSSC）を務めた。現在、ヨーロッパ・スポーツ科学学会（ECSS）客員、ドイツオリンピックスポーツ連合副会長（2006～）、ヴィリー・ダウメ・ドイツオリンピックアカデミー議長（2007～）。2005 年にはニューファンドランド記念大学（カナダ）から、2008 年にはルーバン・カトリック大学（ベルギー）から、それぞれ法学名誉博士号を贈られた。FIEP（Fédération Internationale d'Education Physique；国際体育学会）体育名誉金十字賞、ユルゲン・パーム賞^{※2}、国際パラリンピック委員会パラリンピック・オーダーを含む、複数の栄誉ある国内外の賞を受賞。

※1 「アダプティッド」の用語が周知されていない時期には、「国際障がい者ヘルスフィットネス連盟」と訳される場合もあった

※2 TAFISA（The Association For International Sport for All；国際スポーツフォーオール協会）が国際的なスポーツフォーオールや身体活動に関して長期にわたって顕著な貢献をした人に授与する賞

シンポジウム

難波 聡（なんば・あきら）

埼玉医科大学産科婦人科講師、医学博士

専門分野：産科婦人科学、臨床遺伝学、女性スポーツ医学

主な著書・研究業績：

『新 産婦人科臨床コンパス』メジカルビュー社(2007)

『ヘルシーアスリートをめざして』日本陸上競技連盟(2006)

『東京フィーメールアスリートバイブル』ナッパ（2005）

社会的活動：日本人類遺伝学会評議員、日本臨床スポーツ医学会評議員、日本体育協会公認スポーツドクター

山口 理恵子（やまぐち・りえこ）

城西大学経営学部マネジメント総合学科助教、博士（比較文化）

専門分野：ジェンダー論、スポーツ文化批評

主な著書・研究業績：

【翻訳】ジュディ・バトラー著「哲学の他者は語ることができるか」『現代思想』第24巻第12号（2006）

『知ってほしい 女性とスポーツ』【共著】サンウェイ出版（2010）

社会的活動：沼田市男女共同参画推進アドバイザー兼コーディネーター

荒木 香織（あらき・かおり）

兵庫県立大学環境人間学部准教授、Ph.D. (Sport and Exercise Science)

専門分野：スポーツ心理学（女性とスポーツ、完全主義傾向）

主な著書・研究業績：

Araki, K. & Balasekaran (2009). Singaporean athletes in a multicultural society (pp193-203). In Schinke, R., & Hanrahan, S. (Ed), Cultural Sport Psychology: Theory to practice, Human Kinetics.

Kamphoff, C. D., Gill, L. D., Araki, K., & Hammond, C.C. (2010). A content analysis of cultural diversity in the Association for Applied Sport Psychology's conference programs. Journal of Applied Sport Psychology, 22, 231-245.

社会的活動：日本スポーツ心理学会理事、Association for Applied Sport Psychology Diversity committee member

<ディスカッサント> 福富 護（ふくとみ・まもる）

東京学芸大学名誉教授

専門分野：ジェンダー心理学、青年（思春期）心理学

主な著書・研究業績：

『ジェンダー心理学』【編著】朝倉書店（2006）

『女性とジェンダーの心理学ハンドブック』【監訳】北大路書房（2004）

『ジェンダーのレンズ』【翻訳】川島書店（1999）

社会的活動：国際ジェンダー学会理事

<コーディネーター>井谷 恵子（いたに・けいこ）

（基調報告の欄参照）

ラウンドテーブルⅠ

杉山 文野（すぎやま・ふみの）

フェンシング元日本代表選手

主な経歴：1991年東京フェンシングスクール入門。1996年ジュニアアジア大会（インドネシア）準優勝、2004年フェンシング日本代表選手、2005年引退。2006年『ダブルハピネス』出版。2007年早稲田大学大学院教育学研究科修了。講演活動をする傍らグリーンバード歌舞伎町チームやシブヤ大学の立ち上げに携わるなど多様な活動続け、現在に至る。

著書：『ダブルハピネス』講談社、2006年

井谷 聡子（いたに・さとこ）

トロント大学オンタリオ教育研究所

専門分野：スポーツ学、体育教育学、ジェンダー&セクシュアリティ・スタディーズ

主な著書・研究業績：

Itani, S. (In Print) ‘Sick but legitimate?: Gender Identity Disorder and a new gender identity category in Japan’, In P.J. McGunn & D. J. Hutson (eds.), Advances in Medical Sociology: Vol. 12. Sociology of Diagnosis, Bingley: Emerald Group Publishing Limited.

Itani, S. & Sykes, H. (In Print): “Gendering Running, Gendering Research: A Collaborative Trans Narrative.” In F. Dowling, A. Flintoff, and H. Fitzgerald (Eds.), Stories of Difference in Physical Education, Youth Sport and Health, NY: Routledge.

社会的活動：日本スポーツとジェンダー学会幹事

<コーディネーター>藤山新（ふじやま・しん）

東洋大学現代社会総合研究所客員研究員、博士（社会学）

専門分野：社会学、ジェンダー論

主な著書・研究業績：

「スポーツ領域における性的マイノリティのためのガイドランに関する考察—海外ガイドラインの比較を通じた日本への示唆—」(共著) スポーツとジェンダー研究 Vol.8 (2010)
社会的活動: 日本スポーツとジェンダー学会監事、日本写真芸術専門学校講師

ラウンドテーブルⅡ

建石 真公子(たていし・ひろこ)

法政大学法学部教授

専門分野: 憲法学、国際人権法学

主な著書・研究業績:

『男女平等参画社会へー女性のエンパワメントと自治体ー』(編共著) 自治総研ブックス⑤、公人社 (2009)

『越境するジェンダー研究』((財)東海ジェンダー研究所記念論集編集委員会編、共著) 明石書店 (2010)

『コンメンタール女性差別撤廃条約』(山下泰子ほか編、共著) 尚学社 (2010)

「性差別撤廃諸条約の国内実施—カナダとフランスにおける性差別撤廃諸条約の実効性・人権・デモクラシー」ジェンダーと法 No.5 (2009): 83-97.

「国際人権保障の現状と課題—ヨーロッパを中心に—」ジュリスト no.1378 (2009): 70-80.

【翻訳】ミシェル・ルヴィネ(Michel Levinet)「ヨーロッパ人権裁判所判例における身体の自己決定原則」、スポーツとジェンダー研究 9 (2011): 89-113.

社会的活動: 国際人権法学会理事、女性法律家協会幹事

木谷 宏(きたに・ひろし)

麗澤大学経済学部経営学科教授

専門分野: 人的資源管理論、CSR (企業の社会的責任)、ダイバーシティ・マネジメント、ワーク・ライフ・バランス

主な著書・研究業績:

『現代経営講座 革新型管理者実践コース 目標管理と人材育成』日本経営協会 (2011)

『経営者のためのワーク・ライフ・バランス入門』香川県経営者協会 (2010)

『ワーク・ライフ・バランス推進マニュアル』(監修) 第一法規 (2010)

『在宅勤務 導入のポイントと企業事例』(共著) 全国労働基準関係団体連合会 (2009)

「看護職員のワーク・ライフ・バランスと人事管理」『学習院大学経済経営研究所年報』第23巻 (2009) 共著

「企業内プロフェッショナルの処遇と育成」『日本労働研究雑誌 541号』(2005)

社会的活動: 港区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定審査会委員長、鳥取県政アドバイザースタッフ

<コーディネーター>飯田 貴子(いいだ・たかこ)

帝塚山学院大学人間科学部教授、文化政策学博士

専門分野: スポーツ社会学、スポーツ・ジェンダー学

主な著書・研究業績:

『フェミニズム・スポーツ・身体』[監訳] 世界思想社 (2000)

『スポーツ・ジェンダー学への招待』[編著] 明石出版 (2004)

『スポーツとジェンダー研究』1-9 (2003-2011) に、「スポーツ報道における女性競者のジェンダー化」「スポーツとセクシュアル・ハラスメント」「スポーツと性的マイノリティ」に関する論文・研究ノート 14 編

社会的活動: 日本スポーツとジェンダー学会前会長・理事、日本学術会議連携会員

日本スポーツとジェンダー学会 入会のご案内

日本スポーツとジェンダー学会（JSSGS）では、随時、会員の入会を受け付けております。入会のお申し込みは、事務局まで直接お問い合わせいただくか、本学会のホームページよりオンライン登録で行なっていただくことができます。

<入会お申し込み／お問い合わせ先>

日本スポーツとジェンダー学会 事務局
〒168-8555 東京都杉並区永福 1-9-1
明治大学 政治経済学部 高峰研究室内
Tel/Fax : 03-5300-1740
<http://www.jssgs.org/> e-mail : info@jssgs.org

JSSGS 会員オンライン登録の方法とご注意

日本スポーツとジェンダー学会では、会員登録のオンラインによる受付を行なっています。学会のホームページ（<http://www.jssgs.org>）にアクセスし、会員登録ページから入力フォームに必要事項をご入力いただき、入力事項に間違いがないかご確認の上、「送信」ボタンをクリックしてください。事務局から申込み受付確認のメールを返信致します。

なお、オンライン登録をご利用いただく場合は、下記の事項にご注意ください。

フォーム送信後、1週間以上経過しても事務局から返信メールが到着しない場合は、送信トラブル等が発生した可能性がありますので、お手数ですが info@jssgs.org までご連絡ください。

オンラインでの登録は、仮登録となります。JSSGS 規約に定められた会費を納入していただくことにより、登録が正式に完了致します。なお、会費納入方法などにつきましては、事務局からの申込み受付確認メールでお知らせ致します。

◆現在の会員種別と年会費は下記のようになっています。

- (1) 正会員 年額 5,000 円
- (2) 学生会員 年額 2,500 円
- (3) 団体会員 10 名につき年額 10,000 円
- (4) 賛助会員 年額 10,000 円

ホームページのご案内

日本スポーツとジェンダー学会では、スポーツとジェンダーに関わる情報交換の場としてホームページを開設しています。研究集会への案内や報告をはじめ、図書情報、関連サイトへのリンク集などがご覧いただけます。今後も内容をさらに充実させていく予定です。皆様のアクセスをお待ち致しております。

JSSGS ホームページ URL <http://www.jssgs.org>

「スポーツとジェンダー研究」投稿論文募集のご案内

日本スポーツとジェンダー学会（JSSGS）の研究誌「スポーツとジェンダー研究」は、毎年 3 月に刊行される予定です。機関誌には、その年度に開催された JSSGS 主催学会大会・研究交流会報告の他、スポーツとジェンダー研究に関する論文、研究ノート、海外文献紹介、書評等が掲載されます。編集委員会では、機関誌に掲載する原著論文、研究ノートへの投稿を随時、募集致しています。

2011 年 10 月 31 日までに応募された論文等は、2012 年 3 月に刊行される第 10 巻掲載予定分として審査が行なわれます。皆様の研究成果の投稿をお待ち致しております。

なお、投稿される方は、編集規定および投稿規定を厳守の上、原稿を作成してください。編集規定および投稿規定につきましては、学会事務局までお問い合わせいただくか、当学会ホームページでご確認ください。

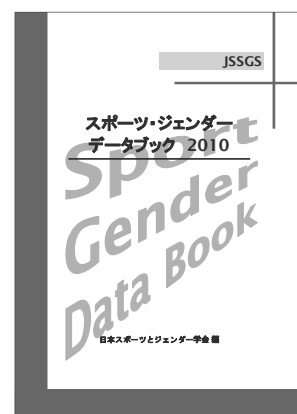
スポーツ・ジェンダー データブック2010

A4版 本体1,000円+送料
ISBN 978-4-904767-01-6

日本スポーツとジェンダー学会 編

「目でみる女性スポーツ白書」(2001,大修館書店)から10年。
スポーツとジェンダーについて学ぶ人にとって必携の基本データ
更新版、いよいよ刊行。

歴史・競技・生涯スポーツ・リーダーシップ・教育・研究・メ
ディア・暴力とセクシュアルハラスメントという8つの観点から、
最新データをわかりやすく提示。



問合せ: 日本スポーツとジェンダー学会事務局 (info@jssgs.org)



知っていますか? BASKETBALLのこと
——ファンなら知っておきたいバスケの文化史——

バスケットボール物語

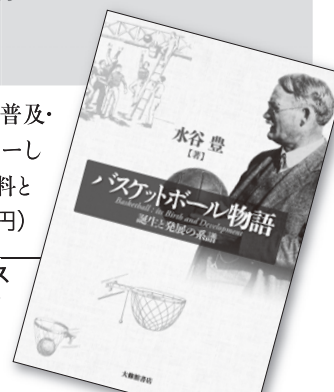
Basketball: its Birth and Development

水谷 豊❖著

誕生と発展の系譜

誰もがプレーした経験を持つバスケットボール。それが、いつ、どこで、どのように誕生し、世界へ普及・
発展して今日に至ったか。新しいゲーム誕生の背景から、考案者ネイスミスの生涯、最初にプレーし
た日本人、ゲームの変遷、日本への普及、プロの誕生、現在の世界的動向まで、丹念に集めた資料と
写真でその史実を読み物にまとめた。 ❖四六判・242頁 定価1,785円(本体1,700円)

【主要目次】 世界最初のゲームとひとりの日本人／ゲームを創案したネイスミスの生涯／「バス
ケットボール」誕生の背景／アメリカにおける普及と発展／ゲームの移り変わり／外国への普及／
日本への移入／F・H・ブラウンの貢献／FIBAの誕生／オリンピック種目に／世界選手権大会／
プロバスケットボールの起こり／女子バスケットボールの誕生／世界のバスケットボールの流れ



大修館書店

ご注文は… ☎03-3868-2651 (販売部) <http://www.taishukan.co.jp>

**日本スポーツとジェンダー学会
第 10 回記念大会 プログラム・発表抄録集**

2011 年 6 月 30 日発行 （非売品）

編集発行： 日本スポーツとジェンダー学会
第 10 回記念大会実行委員会

事務局： 〒501-3892 関門市平賀字長峰 795-1
岐阜医療科学大学保健科学部 水野研究室内
Tel:0575-22-9401 Fax:0575-23-0884

e - m a i l : congressoffice@jssgs.org

学会 HP : <http://www.jssgs.org>

印刷： 株式会社 コームラ

発行者の許可なく転載することを禁ず

